平成21年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

- 日 時 平成21年9月11日(金) 午前10時00分
- 場 所 全員協議会室

審查事項

- 議案第 1号 平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費 (1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進 費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書
- 議案第 2号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 4号 平成20年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5号 平成20年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9号 平成20年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第10号 平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部 を改正する条例
- 議案第38号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 議案第23号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少について
- 議案第24号 両小野国保病院組合規約の変更について
- 議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般 歳出2款総務費、4款衛生費 9款 消防費
- 議案第32号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第34号 平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第35号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 請願9月第1号 家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願 陳情9月第2号 ヒプワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情

陳情9月第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情

出席委員・議員

雄三 君 山口 恵子 君 委員長 森川 副委員長 委員 古畑 秀夫君 委員 金田 興一 君 光明 君 委員 小野 委員 中野長勲君 委員 古厩 圭吾 君 委員 白木 俊嗣 君 議長 塩原 政治 君

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 鈴木 明子 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

議案第 1号 平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費 (1項総務管理費6目企画費のうち(仮称)市民交流センター開設計画推進事業及び14目人権推進 費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、 9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項 保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、 9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

委員長 皆さん、おはようございます。定刻よりか少し早いですけれども、始めたいと思います。きのうに引き続きまして、9月定例会の総務環境委員会の審査を再開させていただきます。それでは、よろしくお願いたします。

収入役 おはようございます。昨日、会計課長のほうから財産に関する調書の説明におきまして、数字の処理誤りがありましたので、改めて申し上げます。531ページの出資による権利、それから、555ページの債権の両方によりまして、数字の処理誤りがありましたので、改めて御説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

収入役 それでは、お願いいたします。

会計課長 それでは、きのう、説明させていただきました件につきまして、誤りがありましたので訂正させていただきます。まず、出資による権利でございますけれども、531ページの関係の緑の基金でございます。これ、本来は、移動になったものにつきまして、決算年度中増減に書くべきところを誤りまして、年度末現在額に足してしまいました

ので訂正をお願いしたいものでございます。正しくは、緑の基金でございますが、前年度末現在額の279万円を49万円に直していただきまして、次に、増減のところでございますが、0円を230万円に、年度末現在の現在額を、これにつきましては、変わりございません。そうしますと、このページの合計額でございますが、最初に書いてあります金額が、正しくは、合計額6億9,011万1,614円になりまして、増減額のところが915万円、決算額は変更ございません。

次に、555ページ、債権をお開きください。債権の欄でございますが、奨学資金の貸付金でございます。前年度末 現在額のところを、正しくは、4,029万4,000円に訂正していただきまして、その横、年度中増減でございま すが、貸付金のところを2,652万円に訂正をお願いいたします。年度末の現在額は変更ございません。

続きまして、その下、ふるさと融資貸付金でございますが、正しくは、前年度末現在のところは0円にしていただきまして、その横でございますが、増減のところ、貸付金のところを2億3,151万2,000円に訂正をお願いいたします。決算年度末現在の現在額は変更ございません。以上によりまして、この債権の合計額につきましては、前年度末現在額を4億9,422万6,050円、年度中増減、これは、返済金のところが、2億6,769万4,399円になりまして、貸付金のほうが、4億8,392万2,000円になります。年度末現在額については変更ございません。以上でございますが、表記を間違えまして大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

委員長 わかりましたか。これは、昨日、説明をいただいた部分の訂正でありますので。また、のちに審査がありますので、また、そのときに提出いただければと思います。よろしいですか。

それでは、昨日、説明をいただきました、消防費、公債費、予備費、及び財産に関する調書でありますけれども、委員の方より御質問がありましたらお出しをいただきます。

白木俊嗣委員 今、数字を訂正してくれたのはいいけれど、この間の、これは、単純に言っても、奨学金についても 2,600万円からの数字が出てくると、どうしてと聞きたくなるでしょう。これは、どうなっているわけ。その下の ふるさと融資の貸付の関係も、今までの決算では、このような大きな数字は出てこなかった。それは、本当のことを言ったほうがい と思うのです。

会計課長 奨学資金貸付金につきましては、平成19年度に木曽広域連合の奨学資金の制度というものが廃止になりまして、今までなかった債権と言いますが、これが発生したものです。これを平成19年度は計上いたしませんでしたので、今回、計上することになります。ふるさと融資貸付金につきましても、トンネル会計ではございますが、一応今回、これから見直しをしていく中で、トンネル会計ではあるけれども、計上したほうがよろしいのではないかということでさせていただいたものでございます。以上です。

白木俊嗣委員 わからない。その説明ではわからないけれど、今は貸付金と言っても、その年度の2,600万から、 そのように貸し付けをしなくてもという話になります。処理の仕方が悪かったと思うのです。まずいことは、まずいと、 はっきりと言っておいてもらったほうが、みんな、理解すると思うのです。

収入役 今回、会計の抜本的な見直しを、全部 図りまして、いろいろなものを洗い出しているところに、こういう ものを計上したほうがいいのではないかということで処理されたものでありまして、白木委員の指摘されたとおりであ りまして、今回、新たに移動を起こしたものでありますので、よろしくお願いします。以上です。

白木俊嗣委員 次に、消防の関係だけれど、これ、何か見ていても理解できないものがあります、広域消防連合の負担金についても。合併当時に基準財政需要額の中でやるという話の中から、松本広域の事務所のために、それを多少オ

ーバーしても、充実するのではないかという話の中で進められた経過はあるのだけれど、これは、実際に基準財政需要額よりどのくらいオーバーしているものか、それと、その下に人件費で載ってきています。これを、なぜ、別枠でなっているのか。この2点について、お尋ねしたい。

消防防災課長 まず、人件費の負担分の関係、これは3本立てで、職員手当、共済費等載っておりますけれども、これは、派遣職員1人、広域から消防防災課に派遣をいただいておりますけれども、この派遣に伴う人件費の負担分でございまして、これは、この上の消防費の負担金の中には含まれておりません。しがたって、算出の中におきましても、派遣職員に伴う人件費負担金の分につきましては除かれているということになります。

それから、基準財政需要額での差し引きの部分でございますけれども、これは、のちほど計算をしまして答弁をさせていただきます。以上です。

白木俊嗣委員 派遣はいいけれど、私たちも消防の職員の、要するに人件費については広域の連合の負担金で納めているわけです。それでは、その部分の一部を返してもらわなければいけないのではないかと思うのですけれど。

総務部長 松本広域連合の、向こうの会計の出し方としては、総務費、民生費、消防費になっているのです。今、問題になっている1人分の人件費につきましては、広域連合の会計の中の総務費からの請求でございますので、あくまでも、消防についてはそういうこと。今、言った、別立てになっているという意味につきましては、松本広域の総務費関係への要求でございますので、そういうふうに分れていますのでお願いします。

白木俊嗣委員 わからない。要するに広域へ、人権費などを含めて会計を払っているでしょう。払っている中から、また、職員を塩尻市へ派遣して寄こしたからと言って、その人の人件費を、また、塩尻市でみなくてはいけないとは、その部分については重複すると、私は、思うのだけれど、そうではないですか。

企画課長 広域関連につきましては、企画のほうで担当しているということで、私のほうから御説明させていただきます。今、派遣をいただいている職員につきましては、消防職員の中から 1 人、したがいまして、消防職員という身分ではありますけれども、消防職員の人件費の中には含まれていないわけです、派遣された職員については、その派遣された職員についての人件費は、派遣していただいた市町村が負うということになっていますので。おわかりでしょうか。

企画課長 100人消防職員がいたとしても、消防職員の定数は99人になります。その1人というのは、塩尻市へ派遣されていますので、それは、消防費のほうの人件費の算定基礎には入っていませんから、その分を塩尻市としては補てんをするという形です。塩尻市独自でお願いをして派遣をいただいていますので、その職員の給料については、塩尻市が負うと。

白木俊嗣委員 そのような説明をしてもわからない。広域消防というのは、各町村が、要するに、かかる経費を、それぞれ、みんな割り振って分担して、それで、負担金で納めているではないですか。納めたその職員が、1人、塩尻へ来るからといって、その人の人件費をその市町村で見ろというのは、これは、理解できない。

企画課長 納めたというか、いわゆる派遣されている職員分は納めてないわけです。

白木俊嗣委員 わからない。

白木俊嗣委員 納めていないと言うけれど、そのような計算はおかしいではないですか。誰が派遣されるかわからないではないですか。その人件費なり何なり、必要経費を、それぞれ加入している市町村で割り振って負担しているでしょう。だから、その中には、99人分の人件費だとか、いろいろ経費は全部入っているものと、理解している。

企画課長 おっしゃるとおりです。99人分は入っていますけれども、塩尻市へ派遣されている職員については経費

の中に含まれていませんので、いわゆる人事交流の中でやっているものですから。それで、各市町村9市全部に1人ずつ派遣されていれば、今、おっしゃられるような理論もできると思いますけれども、そうではなくて、必要な消防業務の中で手助けをお願いしたいという形で、交流職員として消防職から来ている1人については、総務費の算定基礎には入っていませんから、それは、塩尻市として独自で職員を派遣してくださいという形でやっていますので、塩尻市で人件費を見ている。その方に関しては、その1人に関しては。

古厩圭吾委員 関連して。理屈の流れはそれなりにわかる。ただし、そういうことの必然性というか、必要性というか、そういう組み立てをしなければいけないということに対する、それは、私は理解できない。人が実際来て、その分を払ったと言えば、それは、それなりの理解しろと言えばわかるけれど、なぜ、広域から人を頼んでこないと塩尻市としてのそのことが成り立たないで、その人は広域としての人件費の対象にならない人が、そのようなフリーでいるような、そういう組み立てということが成り立つのが、私は、理解できない。その辺は、どうなのですか。

消防防災課長 必要性については、消防防災課のほうからお答えしたいと思いますけれども、派遣をしてきていただいている職員につきましては、消防団の業務を主に扱っていただいております。消防団の業務につきましては、消防法等の関係、消防の操作の仕方等につきましては、やはり、消防経験者の、消防職員のほうが、いろいろな面での経験、それから、法的な問題等々、詳細に詳しいものですから、塩尻市の場合は、1人、広域消防に派遣をお願いして、消防団業務の仕事をしていただいているということでございます。以上です。

古厩主吾委員 そうすると 例えば、そういうことの 派遣されていない、そういう態もあるけれどね、ここも。形態なり、そういう組織もあるわけだけれど。そういうところは、そういう勉強ができないということになってしまう感じになるけれど。だから、塩尻市独自の職員を養成することはできないですか。例えば、この人件費を、広域のほうから請求されれば、はい、はい、と言って、全部 言うとおりに払っていかないといけないという組み立てになっているということですか。要するに、広域から派遣される職員の人件費が、この人 1人でしょう。やったところとやらないところの差ができてはいけないので、塩尻市は派遣されているのでそれを払っている。そこまではわかる。だけれど、そのような必然性がなんであるのかということについては、例えば、全地域に行っていないということになれば、塩尻市がそれを頼まなければいけないということに対する納得感が出ない、塩尻の職員では、クリア、それは、いてくれたほうが、いいに決まっているけれど。塩尻市の職員で養成すればできることなら。だって、ほかのところで、受け入れていないところもあるだろうから。そうしたら、わざわざ、別立ての会計をしなければいけないような、人件費の負担をしなければいけないような、そのようなことを、なぜ、いつまでもやらなければいけないのだということに対する説明はできますか。

白木俊嗣委員 同じようなことで。要は、私たちは それだけのものを負担しておいて、そこから、職員を派遣して もらうからと、また、その人の分。それでは、こうしていれば、広域消防が一人勝ちになってしまうではないか。

古畑秀夫委員 その分、引いてある。1人分は減ったのです。

白木俊嗣委員 引いてない。

古畑秀夫委員 引いて計算してある。

白木俊嗣委員 引いてあると言うけれど、引いてない。

古畑秀夫委員引いてある。

白木俊嗣委員 引いてない、引いてあるわけはない。広域で、何人、人件費を算出して、それを、各、加入している

自治体に全部振り分けておいて、たまたま塩尻市が必要だといえば、では、その職員を派遣したら、その人件費は塩尻で持たないといけないと言えば、それでは、最初に負担した分は返してもらわなくてはいけないということではないですか。

委員長 少し質問と答弁が、少し食い違いがありますので、しっかりとわかりやすく説明してやってください。今、 人件費が入っていないというような場面もありますから。今、お二人の委員から言われた納得できない場面に関して、 答弁を。いかがですか。

企画課長 白木委員は、引いていないとおっしゃっていますけれども、人件費に関しましては、派遣されている交流 職員については算定基礎から除かれているということになっていますので、それを、私どもとしては、引いてないということは言えない部分でございますので、一応、算定基礎の中からは交流で派遣されている職員の人件費については、松本広域の総務費の人件費の中からは除かれているという理解をさしていただいております。

白木俊嗣委員 それでは、この人たちを、うちの派遣職員については、いらないと言ったらどうするのですか。改めて、その人件費を広域の中で割り振るわけですか。

協働企画部長 この広域のそれぞれの負担金は、毎年、毎年、基準財政需要額を算出して、その基準財政需要額算出割によって負担金が決まってきます。事前に、塩尻市が派遣をいらないということであれば、それは、当然 別口ですので、引かれて、今度は その職員がどこの市町村にも派遣されないということであれば、基準財政需要額のトータルの中で、計算されます。だから、事前にわかっていますから、その分は差し引いて基準財政需要額へ出すと、こういうことです。先ほど基準財政需要額とその差額がいくらかという話ですけれども、ちなみに、平成20年度につきましては、消防費に係る基準財政需要額の塩尻市の額は8億558万2,000円になります。これを、構成9市町村の基準財政需要額で割ると4億9,700万円余という形になります。以上です。

委員長 いかがですか。

古厩圭吾委員 例えば、この人件費、もう少し安い職員でいいとか、そういうことは成り立つわけですか。

消防防災課長 ことしの場合は、塩尻消防署にいた職員を派遣していただいておりまして、塩尻市在住の職員をお願いしております。と言いますのは、塩尻市内で火災等が発生した場合に、直ちに出動できる態勢をお願いするために、塩尻市内に在住の職員をお願いしているということでございます。

それから、この9市町村の中で、派遣をお願いしている市でございますけれども、3市お願いをしておりまして、松本市、塩尻市、安曇野市の3市で、それぞれ1人ずつ松本広域から派遣をいただいております。確かに、塩尻市の職員によって、消防事務等について経験豊かな職員がおりますれば、対応できるところでございますけれども、現在、正規職員の総体的な枠等もございまして、さらに、広域連合との消防とのつながり、消防防災課とのつながりについても仕事を円滑に行うために派遣をお願いしているということでございますので、御理解をお願いいたしたいと思います。以上です。

白木俊嗣委員 そのようなことは、理解しろといっても理解はできない。今、部長の言うように、基準財政需要額が 8億558万円だっていう。今、4億9,700万円は、何ですか。

協働企画部長 塩尻市の基準財政需要額割です。

白木俊嗣委員 割りでしょう。うちは、これで、1億円からのものを余分に支出しているわけです。本来 自前で消防を運営していれば。ここの中でやろうということで今までずっときた。それで、広域消防になる前は、この基準財政

需要額の中で、広域消防を運営していたわけです。松本広域になったために、それより1億円も余分に出してやっているわけです。その中で、この人件費だって、800万円近いものを塩尻市は負担しなければいけない、その職員を派遣してもらうために。だけど、皆さん、これだけ常備消防とか何だとか必要だというけれど、このように高い人件費のものは必要ないと思います。このようなものを負担をして、そのほかに、基準財政需要額の1億円も余分に負担しておいて。

協働企画部長 少し誤解があるように思いますけれど、先ほど申し上げましたように、塩尻市の消防に係ります基準 財政需要額というのは8億円余です。ですから、別に、塩尻市が交付税算定の中で、8億円という基準財政需要額があ るから、8億円を消防につぎこまなくてはいけないということではなくて、全国どこの市町村も、国で出した基準財政 需要額、あるいは、収入額の差が交付税できますけれども、それぞれ独自の行政をしておりますので、来る交付税はひ も付きではありませんので、自由に教育費に使ったり、あるいは、それぞれの独自に使っております。したがって、8 億円というのは、基準財政需要額の算定率からそれより1億円多く云々ということではなくて、逆にそれよりも少なく、約3億円少ない5億円弱を消防に係る基準財政需要額割として広域連合に支出していると、こういうことです。

白木俊嗣委員 今、私は勘違いしたけれど、私が、初めて広域消防に行ったときに、松本市の市長が何と言ったと思いますか。基準財政需要額より、みんなオーバーして負担していただいていると。その上に、職員の充実をしなければいけないからと言って、そのときには、その時点でも塩尻市は基準財政需要額より余分に負担していたわけです。これ、今、聞くと、8億6,000万円と言うけれど、では、そんなにふえたわけですか。その時点では、塩尻市の負担額はとんとんか、若干、上回るくらいで済んでいました。

協働企画部長 合併時の基準財政需要額を、今、掌握しておりませんので、わかりませんけれども、平成20年度の負担金に係る基準財政需要額というものは8億円強です。先ほど、広域連合長が基準財政需要額より多く負担していると言ったのは、たぶん、いわゆる特別負担金というものがございまして、基準財政需要額の全体、9市町村で出した額の1割を比較的財政力の強いと言われる3市、塩尻市 松本市、安曇野市が負担しているわけです。安曇野市が発足して、松本広域連合に安曇野市として加入する以前は、この特別負担金の10%分、例えば、平成20年度でいけば、全体で3億7,000万円ほどになりますけれども、これは、松本市が80%を負担し、塩尻市が20%を負担していました。したがって、そのトータルが基準財政需要額をオーバーしていたのかどうかはっきりわかりませんけれど、それは、今でも、3市で10%分負担しています。ただし、安曇野市が加入したということによりまして、松本市と塩尻市の負担は減りまして、松本市は、現在60%、安曇野市が25%、塩尻市が15%ということで、基準財政需要額割の、先ほど5億円弱というお話をしましたけれども、それプラス、塩尻市については15%、すなわち、5,500万円ほどプラスで払っているということです。

白木俊嗣委員 その説明で理解するけれど、ただ、そのとき、なぜ驚いたかというと、私は、その時、議会で質問したのです。そしたら、原田さんがそのとき連合長だったので、それは、ぜひ、松本市、塩尻市は理解してほしいという話の中で、基準財政需要額よりオーバーしているけれど、ぜひ、理解してくれということで、理解して帰ってきたことがあった。そのあと、うちの議会でも、広域消防の中では、要するに、基準財政需要額の中でやるという話で決めたではないかという議論もした。それで、私はあえて言うのだけれど、それはそれで理解するけれど、この人件費については理解できないと思うのです。そういう中で負担した。負担してないと言うけれど、全体の中で、必要経費というものは、みんな計算されてきているものだと思うのです。その中から、塩尻市は、言われたものを負担金で出して、その時

点では、誰が来るとか、まだ、決まってないでしょう。だから、人件費の高いものにしないで、安いものにすれば。それでは、差額というものは、広域では、それぞれ割り振らなければならない勘定になる。そうではないですか。

収入役 前段の話は 私、広域に行ったときに白木委員と一緒でした。あの当時は 今、長尾協働企画部長から話があったように、特別出資ということで、松本市、塩尻市しか市がなかったものですから、応分の負担で、基準財政需要額より多く負担するというのは事実の話で、お話のとおりです。その頃から、やはり、消防力、地元の消防団の活性化、消防力を強くしなければいけないということで、やはり、手薄なところというのは必ずあるわけです、消防署の配置の中でも。ですから、広域の、要するに、その専門にやっている人をどうしても派遣してもらって、地域の消防力を高めていこうではないかということであります。これは、松本市、塩尻市、安曇野市もそういうことで、底上げをするために、こういう派遣をお願いしておりまして、その職員の人件費は前から見ているというのが実態です。これは、今、おっしゃられるとおり、あの頃から15年も20年もたっている話ですから、できるだけ自前で、そういうものは対処できるように努力はしなければいけませんが、今のところはやはり、そこに来ている職員に依存する部分、操法にしても、何にしてもあるものですから、ぜひ、もう少し、こういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

古畑秀夫委員 今の関連のところで、派遣されている職員の賃金体系というものは、消防と市の職員とは違うと思うのです。たぶん、消防のほうが上だと思うのだけれど、派遣されてくると向うの賃金体系そのままの支給になるのか、それから、退職金の負担分も、何割 市が負担をしているのか、その辺を聞かせてもらいたい。これは、派遣されてきた人が、たまたま退職したということですね。違いますか。

消防が災課長 最初に退職手当にかかわる部分のお話をさせていただきたいと思いますけれども、これにつきましては、ことしの3月、1人、塩尻市で採用になった職員が退職になったわけでございますけれども、この方の、いわゆる、塩尻市で採用になって、それから、合併するまでの間、この間の塩尻市の負担分というものを塩尻市が負担をしているという形になります。

人件費につきましては、広域消防の定める給料 それから、超過勤務手当、職員手当等によって払っているということでございます。以上です。

小野光明委員 関連ですけれど、先ほど、消防団の底上げということで、1人配置しているということですけれども、 現場レベルでいうと、いわゆる、広丘分団がそのままで、一方で、分区が進んで行く中で、現場レベルの底上げができ ていないように思うのですけれど、いかがでしょうか。

消防防災課長 現場レベルの底上げという意味が、ちょっとわかりかねるのですけれども。

小野光明委員 分区は、知っていますよね、地区が、なりながら、消防団は 分団はそのままというのは どうなのということです。

消防防災課長 例えば、広丘全体に広丘分団になっていて、吉田、高出、広丘というぐあいになっているということについての底上げという意味でございますか。これにつきましては、なかなか難しい問題でございまして、要は、団員の確保がどこまでできるかという問題、それから、塩尻市全体の消防団員の定数を考えたときに、現在960人おいでになります。この960人が、この塩尻市の範囲の中で妥当な数字かということもございまして、総合的に考える中で、例えば、広丘の高出、吉田、広丘について、それぞれ分団を組織して対応される、そこまでの団員が、まだ、集まるのに非常に難しいということの中で、現員の体制の中で体制を組んでいるということでございます。

小野光明委員 おっしゃりたいところはわかりますけれど、1つの考え方として、自衛消防隊を組織するという考え

方もあったと思いますけれど、現実、消防団と、いわゆる自衛消防隊と言うと、年齢的な差が大きいように思います。 現実、自衛消防隊と言うとどうしても65歳以上というようなところが現実で、いつまでたっても、いわゆる、自衛消 防隊はいいのですけれど、いわゆる、60歳代、70歳代でやるとしても10年です。現場レベルでの消防団としての 技術が継承されないように思うのです、いつまでたっても。ですので、その辺の考え方も改めないと、いつまでたって も新しい分団ができないように思うのですけれど、いかがですか。

消防防災課長 消防団技術の向上につきましては 毎年、操法、あるいは 各地区の防災訓練等での消火訓練 消火 栓の開栓訓練等によって、それぞれの分団によって対応して消防技術力のアップをしているところでございまして、これにつきましては、引き続きやってまいりたいというぐあいに考えておりますし、また、消防団の年齢等の関係でございますけれども、まずは、やはり、消防団には段階的な年齢的な層、それから、職層と言いますか、そういうものがございまして、この消防団の上下関係等を維持していくためには、若い段階から、だんだん若い人数を集めて消防団を組織していくという形をとっていかないと、消防団が継続的に進んでいきませんので、今後も、そういった形の中で対応をさせていただいているという状況でございます。

自衛消防隊等につきましては、各地域において、それぞれ、確かに、消防団を辞められた方が自衛消防隊を組織しているというような状況がございますけれども、では、この自衛消防隊を組織している方が、消防団へ入ってくるとなると、消防団組織としての形態もおかしくなってまいりますので、消防団と自衛消防隊の関係についてはそのような位置づけをさせていただいているという状況でございます。

小野光明委員 たぶん、どこの地域でも消防団員の不足というか、継続が難しいという問題がありますけれど、一方で、災害ボランティアというと若い人が集まるという状況がどこでもありますよね。大きい災害があると若い人は関心を持って行くのだけれど、消防団というと、やはり、一定の若い人の思う消防団というのは古いなり、やはり、入りにくいというような雰囲気があって、そのギャップを埋めていくような方策をとらなければいけないのではないかと思います。地域によっては、確か上田市でしたか、女性であるとか、例えば、バイク好き、いざというときに機動力のあるバイクの登録をしておいて来てもらうとか。少しずつ、どちらかが考えていかないと、いつまでたっても消防団員の不足というものは埋まらないと思うので、若い人がそれだけ広丘地域は多いわけで、決して災害ボランティアとか、そういうことには関心がないわけではないので、やはり、そろそろ、双方、自衛消防も消防団もそうですけれど、新しい組織の考え方の中で、しっかり若い人も入れていかないと、初期消火ができても、いざというときの機動力、能力は、若い力でないと難しいので、その辺を考慮しながらしっかり考えていかないと、いつまでも一定の分団にばかり負担がいって、ほかは関係ないというような状況は変わらないので、今後、ぜひ、検討していってほしいと思います。

委員長 要望でよろしいですか。

小野光明委員はい。

白木俊嗣委員 先ほどの話 まだ、済んだわけではないが、理解できないから、要するに、負担金の算定の基礎を公開してほしい。

もう1つ、言うことは、要するに消防職員も退職する人が何人もいる。この人たちだって、正直言ってこの時期だから行くところがないと思う。だから、そういう職員を嘱託なりなんなりに使えば、もっと安く対応できると思うのです。 そのようなものも含めて検討してもらいたいと思う。

委員長 要望でよろしいですね。

白木俊嗣委員 その試算をね。

委員長 試算の提出だけをお願いいたします。

中野長勲委員 派遣については、我々、消防委員会をやったり、広域に行ってみて、塩尻市ももちろんそうだけれど、 やはり、広域の指導がないと、消防団にしても、事業所の防火管理協会 あのような外郭団体の指導というものは 消 防団だけでは指導できないと思う。派遣職員についてもいろいろと算定基礎もあるだろうと思うけれど、その辺を明確 にしてもらえばいいのではないかと思います。

ついては、消防団員ですが、今、960人と言ったけれど、これは、あれですか、当時、780人だかに減員したのだけれど、楢川と合併したときにこれだけふえたのだけれど、ずっとこのままでいくのですか。その辺はどうでしょうか、今後。

消防防災課長 団員定数の今後の考え方でございますけれど、平成17年に楢川村が合併をいたしまして、このときに、団員定数を一気にふやして960人という状況になりました。楢川地区合併後、5年を来年で経過する形になりますので、来年4月に向けて団員定数の見直しを考えております。現在、消防団での考えを調整いたしまして、関係のある区へ説明に行きまして、その後、9月の終りに消防委員会を開催いたしまして、消防委員会の皆さんの御意見をお聞きしまして、できれば12月議会に御相談を申し上げていきたいというぐあいに考えております。以上です。

中野長勲委員 そういうようなことだそうですが、やはり、地域バランスもあるし、このままでは。960人というけれど、ここには消防団員およそ910人と書いてあるけれど、この差は何かあるのですか。

消防防災課長 960人につきましては、条例に基づきます定数でございます。910人につきましては、実際の消防団員の数ということでございまして、50人が定数割れをしているという状況でございます。以上です。

中野長勲委員 先ほども言ったけれど、地域バランスがあるし、それぞれ、山を背負ったり、山林の中での行方不明 者捜索というような地域もあるけれど、その辺を考えて、やはり削減はやむを得ないのではないかという感じで、それ は、要望しておきます。結構です。

金田興一委員 今の消防団員の削減の関係ですけれども、例えば、塩尻市の第3部の皆さんは、大門地区というのは、地区に分れている。班長が、今、5人ですか、その班長を2人くらい減らすとなると地区対応が大変困るので、そういうような、もし、いないときには、こことは関係ないですけれども、そういう役職の定数などについても、ぜひ、考慮していただきたい。少し違いますが、お願いしておきたいと思います。いいです、要望で。

委員長 要望でいいですね。要望でいいそうです。

古畑秀夫委員 少し認識不足なので、お聞きしたいのですが、247ページの木曽広域への負担金というのは、これは、どういう形で負担するのか。

それから、消防団、下から3行目に消防団員の退職報償金というのがあるのですが、251ページにも消防団員、上の2行目、退職報償金、これは、負担金ということなので、どこかに負担しているという、広域のほうへ負担しているということかどうか、この辺の違いというか、説明していただきたいと思います。

消防防災課長 最初に木曽広域連合の負担金の関係、438万2,000円でございますが、これは、楢川村当時に 木曽広域消防に係る庁舎建設、それから、消防無線の整備に伴います起債の償還分でございます。

それから、その247ページの下にございます消防団員退職報償金、これにつきましては、ことし4月に38人の団 員が退職をしたわけでございますけれども、5年以上勤務をして38人が退職したわけでございますけれども、この方 達に対する退職金と言いますか、退職報償金になります。団員に支払う分でございます。

それから、250、251ページのほうにあります消防団員退職報償金負担金、これにつきましては、団員に退職報 償金を支払うための負担金でございまして、こちらが、消防団員1人あたり1万9,200円の負担をして上部団体に 負担金として払って、あと、規定に基づいて報償金をもらうという形になります。以上です。

古畑秀夫委員 木曽広域へのものは、何年までの支払いになるわけですか。

消防防災課長 木曽広域連合に係ります起債の償還の年度でございますけれども、平成29年度まで負担をする形になります。以上です。

古畑秀夫委員 先ほどの消防団員退職報償金のもの、少しよくわからないというか、こちらとのかかわりは、どういうことなのか、もう1回、申し訳ない。

消防防災課長 詳細につきまして、係長のほうから説明させます。

消防係長 このかかわりでございますけれども、まず247ページのほうの消防団の中の退職報償金、これにつきましては、実際に退職された38人の方に支給を、それぞれ、市の退職金ということでお支払いをした金額でございます。

250ページですか、その上の2行目のところの消防団員退職金の負担金がございます。これは、上部機関消防団員 等公務災害補償等共済基金、消防団員の基金がございまして、そちらのほうに毎年1人あたり1万9,200円の掛金 で、960人分の負担をしているものでございます。

消防防災課長 ただいま、消防団員等公務災害補償等共済基金のほうから負担金を支払っているわけでございますけれども、これにつきましては、原資を歳入のほうで受け入れをしまして、それに、条例に基づく分をプラスして、消防団員の皆さまにお支払いをしているということでございます。

古畑秀夫委員 そうするとこの負担金を払って、それが、返ってきて、それプラスで、926万円をプラスして払っているということですか。

消防防災課長 歳入の71ページのほう、8節の消防費雑入というものがございますが、そこの備考欄の一番上のポッ、消防団員退職報償金、これが、基金のほうから入ってきた分、818万1,000円になります。したがって、差額につきましては108万7,000円ということになります。

古畑秀夫委員 それが、いわゆる市からの持ち出し、わかりました。

金田興一委員 負担金は定数で払うということで、実数ではないということですか。

消防防災課長 おっしゃるとおりでございまして、支払いは、負担は定数で、支払いは実数という形になりますので、 この辺も加味しながら、定数の見直しにも着手をしていきたいということでございます。以上です。

小野光明委員 249ページの消防団の経費の被服費の関係ですけれど、法被、活動服ということなのですが、消防 団のほうから、いわゆる冬のですね、統一ジャンバーを作ってほしいという要望があったと思うのですが、平成20年 度は対応されているのでしょうか。

消防防災課長 係長のほうから答弁させます。

消防係長 今の被服の要望の関係でございます。これにつきましては、小野委員さんからのお話のとおり、被服、防寒着という話を、昨年は、まだ、いただいてなかったと思います。今回、9月の末に、毎年、要望を受ける形になっていますので、全体の予算の中で、新年度予算を組む中で検討をさせていただきたいと思います。

小野光明委員 平成22年度に対応するということですか。

消防係長 被服の予算全体で39部ございまして、その中で、それぞれ要望を9月末までの中で取りまとめをしております。やはり、こういう社会情勢とかがございまして、全体の枠というものは伸せない状態でございますので、法被、あるいは、活動服の傷みぐあいとの兼ね合いになりますけれど、そのぐあいを見ながら、できるところはしていきたいと。ですので、まとめて足せば、それぞれの部、20人ないし、二十数人のものをまとめてというような形はできないと思いますので、よろしくお願いいたします。

小野光明委員 5 3 1ページの出資による権利の中で、塩尻・木曽地域地場産業振興センター出捐金ということで7 0 0 万円載っているのですけれども、監査委員のほうの意見で、貸付金が4,000万円については長期貸付を検討するというような課題をあげられているのですけれども、将来的には、こちらのほうに載ってくるというような考え方でよろしいのですか。

財政課長 貸付金、あるいは、補助金等も地場産センターにはございますので、今後、地場産センター自体の経営につきましても、運営の補助に充てているものもございますし、あるいは、償還金、起債の償還が多いものですから、そういったことに充てているわけですが、この後の見込みの中では、償還も終わってくる部分もございますし、その辺を含めてもう一度検討していくことは必要だろうと思っていまして、現段階で、ここについて、載せるとか、載せないとか、そういうことについては、まだ、検討してはございません。

中野長勲委員 532ページ、財産の重要物品というようなことだけれど、主に、車もあり、いろいろな備品があるわけだが、例えば、車の場合、ナンバーだけしか載っていない、というのは、登録年数と走行距離くらい載せてもらえば、これを見るのに都合がいいかなという感じで。というのは、例えば、車にしてみれば、1年間にいくらも乗らないような場合、そしてまた、車が必要すぎて足らないような場合、そういったところのやりくりというものはどうなっていますか。特に車については。

会計課長 ただいまの御質問につきましては、重要物品のところに、例えば、買ったとか、特に廃車の関係ですか、 それにつきまして、ここのところへ何年乗って、走行キロ数とかを記載をしたほうがよろしいということでよろしいのでしょうか。車全体のことでは。

中野長勲委員 今、車のことを言えば、いつ購入したというような年式がわかればいいし、走行距離がわかれば、なおいいと思います。というのは、1年に、500キロメートル、1,000キロメートルしか乗らない車だったら、ないほうがいいとか、そういう判断もできるのだから、あれば、それは都合がいいけれど、やはり、その辺のところをここへ載せてもらえれば、わかりやすいのではないかと思いますが、いかがなものですかということです。

委員長 その点、いかがでしょう。

庶務課長 車両の管理の関係でございますので、庶務課長のほうからお答えさせていただきたいと思いますけれども、一応 車両につきましては、現在、リース方式、これを主としてやっております。リースが終了いたしますと、それを譲り受けると言いますか、そういう契約を結んでありますので、新たに購入するということではなくて、引き続き、今度は、塩尻市の車として乗っていくと、そういうサイクルをしております。期間につきましては12年、それから、12万キロメートル、これを、一応、基準としておりまして、塩尻市の所有の車におきましては、一応、12年と12万キロメートルを乗ったところをめどに、一応、その車の状況を見ながらかえているという状況でございます。そのような形態でありますので、ここの表の中には、取得した、廃車したと、どのくらい車を持っているということだけ載せさせていただいていることだと思いますので、管理といたしましては、そういう形で管理しておりますので、御理解をい

ただきたいと思います。

中野長勲委員 リースと言うと、財産になるわけですか。

庶務課長 リース期間中はなりません。

中野長勲委員ならないね。

庶務課長 しがたいまして、リースが終了いたしますと、うちの場合には、その車両は塩尻市のものとして譲り受けるという契約をしつつリースを組んでいるものですから、一応、5年のリースが終わりますと塩尻市で受けるとか、7年のリースが終わりますと塩尻市の車両として管理をしていくということでやらせてもらっているということでございます。

中野長勲委員 では、車にしても備品にしても、リースの切れたものだけがこれに載っているという解釈でいいわけですか。

庶務課長 車に関しては そういうことでございます。一般的なコピーとか、そういうものは リースをすれば また、新しいものと更新していくということをやっていると思うのですけれども、車に関しては 今、高いものでございますので、リース切れでも、まだ、十分乗れるということですので、市の車として、そのまま維持管理しながら乗っていると。12年、12万キロメートルが来たところで、一応、判断をして、また、新たにリース契約を結ぶのかということで判断をしながら車を更新していくということですので、お願いしたいと思います。

会計課長 車もそうですし、パソコン等もありますが、リース物品についてはここに載せてございません。ここに載せてあるのは、市で購入、または、御寄附により取得したものだけでございます。

中野長勲委員 そうすると、リース物件は載っていないということになれば、車にしてみれば、台数はもっと多くあるということですね。使用しているものは。

庶務課長 全部で138台ございます。一応 全車両で138台あります。ちょっと細かい資料を持っておりませんので、あれですけれども、138台あるのですけれども、その中には 塩尻市所有の車もありますし、リースの車もあるということでございますので、お願いしたいと思います。

金田興一委員 今、台数を聞きたいのと、この所管課になっているのですが、いわゆる所管課以外と、有効の活用ということで、どこの課の車でもお互いに乗りっこしているか、どうかというところは。

庶務課長 現在、庶務課では、どこの課でも乗れるという車は12台、共有車ということで持っております。そのほかは、それぞれの部課が所有しているという状況であります。ただ、監査委員さんからも指摘をされておりまして、共有数が少ないとか、もっと有効に使用すべきではないかという指摘をされておりまして、これにつきましては、空いているときは、それぞれ融通をし合いながら使っていただいているということであります。したがいまして、その課で3台あって、それは、うちの課の3台の権利だからということではなくて、空いている場合には、十分融通し合いながらやっていただいているということでございます。共有車の関係につきましても、予約だけしておいて使わないというようなケースがあってはいけないということで、そういう対策もしていますし、また、お互いに、予約してある者同士で、連絡を取りながら融通しあうという実態も、実際、あるところでございます。以上です。

金田興一委員 ぜひ、そのようにしたいと思います。参考までに、たまたま、私は、市役所の近辺に住んでいるものですから、大門の市民の皆さん、本当に、出ていくたびに、いやなくらい言われるのは、あれだけ駐車場にみんな車がとまっているではないかと、あのようにいらないのではないかと。市会議員は、何も言わないで黙っているのかという

話が、正直言って、あるということだけ伝えておきます。

古畑秀夫委員 関連で、リースは、何年で切れて、そのあとは、買うわけですか。どういうふうに。

庶務課長 一応 リース、うちのほうは7年を基準にというような形で、5年、6年のものもありますけれども、一応 7年くらいを基準ということでございます。リースが切れれば、先まどお話したように、リースが切れたということで、当分の間、塩尻市の車として譲り受けまして乗ります。先ほど言いましたように、12年、12万キロメートルが来た時点で、また、新たに取得をするのか、再リースをするのかという判断をしまして、基本的に、最近は リースをもう一度組むという形になって、それで更新をしていくということです。

古畑秀夫委員 買うということですか、リース切れは。

庶務課長 先ほども言いましたように、リース契約のときに、7年契約が終わったときには、通常のリース契約というものは、7年が終わりますと返しますよね、リース会社に。ところがうちの契約は、7年が終わったらうちにいただきますよという契約を結びます。したがいまして、リース契約が終わったら、うちで譲り受けてそのまま使うと、こういうことでございますのでお願いします。

委員長 よろしいですか。ほかによろしいですね。以上で、消防費、公債費、予備費及び財産に関する調書に関して の審査を終了します。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 休憩を解いて再開をしたいと思います。

続きまして、歳入10ページから75ページを行いたいと思います。説明をお願いいたします。

会計課長 歳入を説明させていただきますが、概要につきまして、先に財政課長のほうで説明いたしましたので、ポイントを絞りまして、大きな金額でありますとか、あるいは、昨年の変更点のみ説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

10ページをお願いいたします。10、11ページでございます。1款の市税でございますが、市全体の収入済額は、 一番上にありますように100億5,245万でありまして、収納率、その備考欄にございますが、94.12%でございます。前年度対比が1,552万円の増でございました。

市税のうち、その次にあります個人市民税につきましては、前年度対比が1億4,312万円の増でございまして、合計額、収入済額ですが、35億3,163万円でございましたが、法人市民税につきましては、説明がありましたとおり落ち込んでおりまして、1億4,095万円減の8億4,607万円になりました。

次、下へまいりまして、下から3行目の固定資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、この金額は、7,744万円でございまして、何が対象かと言いますと、例えば、国有林でありますとか、奈良井ダム、教育センター、 警察署等々の国、県の施設に係るものでございます。

次の14ページをお願いいたします。2款の地方譲与税から8款の自動車取得税交付金まで説明いたしますけれども、 中ほどにありますように、これは、全体的に見ますと、利子割交付金とゴルフ場利用税交付金は、若干、ふえておりますが、ほかは減額でございます。特に割合の大きいものでは、17ページにあります株式等譲渡所得割交付金でござい まして、これが、金額的にはそんなに多くはないのですけれども、前年度と比べますと約76.5%、1,451万円 の減となっております。

次、18ページをお願いいたします。18、19ページでございますが、9款の地方特例交付金でございますが、これは大幅にふえております。前年度対比95%の5,505万円の増でございます。理由といたしましては、地方特例交付金が4,981万円の増になったほか、平成20年度に限りでございますけれども、地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたためでございます。

次、20ページをお願いいたします。中ほどにあります10款の地方交付税でございますが、これもふえておりまして、前年度対比11.4%、増加額が5億5,846万円でございました。地方交付税の概要につきましては、決算説明資料12ページに記載ということでありますので省略させていただきまして、概要を申し上げますと、地方交付税が48億1,601万円、うち、平成20年度から算定項目となりました。これも決算説明資料にございますが、地方再生対策費が2億2,069万円でございました。特別交付税は、そこに記載してございますが、6億3,842万円でございました。

12款からは、分担金及び負担金になりますけれども、以降は、備考欄に沿って主なもの等を説明させていただきます。23ページをお願いいたします。23ページにいきまして、1項分担金のうち1目労働費分担金。備考欄の2桝目になりますが、シルバー人材センター分担金というものがございます。1,714万円でございますが、済みません、171万4,000円でございますが、これは朝日村からの入金でございまして、これも含めまして、市のほうは歳出ということで、シルバー人材センターへ運営費補助金を1,280万円、お支払いしてございます。

次、もう1桝飛ばしまして、その次の2目の農林水産業費分担金のうち、災害復旧事業分担金でございます。金額的には83万円でございますが、旧塩尻、柿沢ほかの農業施設の災害復旧に係るものでありまして、個人の方が分担をしております。かかった経費の10%の分担でございます。

それから、桝を4つ飛ばしまして、2項負担金1目民生費負担金でございますが、保育料でございます。黒ポツ1つ目の保育料ですが、収入済額が3億9,686万円、収納率は、99.02%でございました。入所児童数につきましては、決算説明資料にも記載してございますが、全18園で、延べ2万1,045人でございます。

桝を3つ飛ばしまして、一番下の桝ですけれども、使用料及び手数料のうち総務使用料、黒ポツ1つ目の駐車場使用料99万5,000円でございますが、これは、奈良井の中町駐車場でございます。

25ページをお願いいたします。備考欄の2桝目ですけれども、衛生使用料のうち、斎場の火葬料でございます。これは、平成20年4月1日に単価の改定を行いまして、火葬料は、市内、市外とも値上げをいたしました。ただし、今まで有料でありました待合室使用料を無料といたしました。結果、斎場使用料は増額となりましたけれども、その下にあります聖地使用料、これが減っておるために全体では前年度対比217万円の減となっております。

次、27ページをお願いいたします。27ページの備考欄、2桝飛ばしまして、土木使用料のうち市営住宅使用料でございますが、全体の、まず、収入済額が7,010万円でございまして、前年度対比330万円の増でございます。それで、下に書いてあります特定公共賃貸住宅と定住促進住宅を除きました市営住宅の使用料現年度分、黒ポツの1つ目ですが、それにつきましては収納率が92.64%でございました。市営住宅につきましては、平成20年度に床尾団地の建てかえということで第4期工事を行いました。

次に31ページをお願いいたします。備考欄の下から2桝目でございますが、手数料のうち清掃手数料、これは、前

年度よりも46.4%、638万円の減でございまして、収入済額が738万円でございます。この主な理由といたしましては、市外のし尿処理施設利用手数料、これの単価を前年度1万9,700円から1万1,200円に変えたために減額になったものであります。

続きまして、33ページをお願いいたします。14款の国庫支出金になりますけれども、備考欄の下から2桝目、民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金でございます。収入済額は2億2,760万円で、前年度よりも1,076万円の増でございます。備考欄の説明のところにございますけれども、黒ポツの2つ目の自立支援給付費負担金がございます。これは、平成19年度は、このような記載ではなくて、もっと細かく、障害者介護給付費、それから、障害者訓練等給付費、障害者等補装具給付費、更正医療給付費と書いてありましたが、平成20年度は、一括、自立支援給付費ということでなっておりますので、よろしくお願いします。

その下の桝へ行きまして、児童福祉費負担金のうち児童手当でございますが、収入済額が3億2,108万円でございます。児童手当の延べ人数は7万9,000人余でございまして、これは、決算説明資料にございますが、ほぼ前年並みでございますが、児童扶養手当は増加しております。児童扶養手当につきましては、少しページをめくっていただきまして、35ページのほうに書いてございますが、ちなみに、平成19年度は、児童扶養手当の受給者、延べ4,854人でございましたが、平成20年度は5,007人にふえております。

それともう1つ、35ページの今のところでございますけれども、一番下の黒ポツ、母子生活支援施設措置費等負担金152万円がございます。これは、前年度より大幅に増加しておりますが、平成20年度から母子1組を県外の某施設に措置いたしまして、その分が150万円ほどふえております。

次、3節の、その下ですけれども、生活保護費負担金でございますが、黒ポツの2つ目、平成20年度、新規の記載でございますが、中国残留邦人生活支援給付費負担金でございます。これは、平成19年に法律の改正がございまして、平成20年4月1日から中国残留邦人の皆さまに支援給付費が給付されるようになりました。該当者は、現在、5世帯、10人でございます。参考までに申し上げますと、生活保護受給者は、平成21年3月31日現在では、181世帯、264人でありましたが、1年前に比べますと16世帯、32人増加しております。

続きまして、その下へ行きまして、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。これは、平成20年度、 新規の項目でございまして、定額給付金でありますとか、そのようなものが新規で出ております。

次へまいりまして、37ページですけれども、民生費の関係の国庫補助金がありまして、社会福祉費補助金でありますが、例えば、2桝目なのですけれども、黒ポツの真ん中あたり、地域活性化・生活対策臨時交付金(障害者家庭介護)とありますが、これは、家庭介護慰労金に対してのものでございまして、このようなものがふえております。その下には、子育て応援特別手当補助金とかも新規でございます。

その下へ行きまして、桝を3つ飛ばしまして、老人福祉費補助金でございますが、黒ポツの1つ目、地域介護・福祉空間整備等交付金がございます。1,783万円でございますが、これは、地域密着型介護施設がございまして、その建設とか改修に係るものに対するものでございます。この分は、補助金を受けまして、市のほうとあわせまして、それぞれ建設されたところへは、2施設でございますけれども、2,533万円を交付してございます。

その下へまいりまして、3目の衛生費になります。衛生費国庫補助金でございますが、環境衛生の関係でございますけれども、下から2桝目のところにあります地域活性化・生活対策臨時交付金、資源物回収でありますとか、その下、生ごみ処理機器、あるいは、その次の桝の環境保全費でございますが、新エネルギーに係るものでありますとか、これ

らも新規でふえております。

3 9ページをお願いいたします。3 9ページの備考欄の2桝目、黒ポツの1つ目ですが、中小企業福祉事業補助金8 0 0万円がございます、これは、何に対するものかと言いますと塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの運営補助金に対するものでございまして、これは、補助率2分の1でございまして、これも含めて、筑南のサービスセンターには、1,600万円を補助してございます。ちなみに平成21年3月末現在の加入事業所は、1,014世帯でございます。

その下へまいりまして、5目の商工費国庫補助金でございますが、これは、大門中央通り地区市街地再開発等々によりますまちづくり交付金等、計7件でありまして、収入済額が1億4,594万円となりました。

1 桝空けまして、次の土木費国庫補助金でございます。道路橋梁費補助金でございますが、黒ポツの3つ目にありますが、地方道路整備臨時交付金(繰越)3,173万円でございますが、これは、広丘東通線でありますとか、川岸線に係るものでございます。

そのほか、1 桝空けまして、街路事業費補助金につきましても、塩尻駅周辺のまちづくり交付金2,050万円ほか、 平成19年度からの繰り越しも含めまして補助金がございまして、収入済額が、3億6,251万円になっております。

次、41ページをお願いいたします。真ん中あたりにあります教育費国庫補助金のうち小学校費補助金でございますが、その桝の黒ポツの真ん中ですが、安心・安全な学校づくり交付金というものがございます。洗馬小学校プールに対するものでございまして、3,258万円の補助でございます。プール建設工事につきましては、1億652万円かかっております。

次、43ページをお願いします。備考欄の2桝目でございますが、社会教育費補助金でございますが、黒ポツの1つ目、史跡等総合整備活用推進事業補助金、これが、3,650万円でございます。平成20年度におきまして、史跡平出遺跡指定地公有化整備事業といたしまして、復元建物1棟の建築工事ほか、周辺土木工事等を行いました。

次、12目でございますが、真ん中のところでございますが、12目の災害復旧費国庫補助金でございます。1節の公共土木施設災害復旧費でございますが、これが346万円でございます。これは、市道みどり湖線に対したものでございまして、その下の、同じく災害復旧でございますが、(繰越)と書いてありますもの6,846万円は、市道橋戸線2カ所に対するものでございます。

次、45ページをお願いいたします。45ページ、備考欄の真ん中より少し下になりますけれども、15款県支出金のうち1項県負担金、1目民生費負担金でございます。ここに後期高齢者医療基盤安定負担金というものがございまして、これが5,915万円でございますが、これは、後期高齢者医療特別会計の繰出金に充当してございます。

次、49ページをお願いします。49ページ、県補助金のうち農林水産業費県補助金でございますが、備考欄の一番下の桝でございますが、黒ポツからいきますと6つ目、中山間地域等直接支払交付金1,521万円というものがございます。これは、農業振興費から交付金を2,282万円払ってございますけれども、対象は、塩尻市内17集落でございました。

次、53ページをお願いいたします。続きまして、備考欄の2桝目でございますが、7目の教育費県補助金、小学校 費補助金でございます。合併特例交付金ということで、地域見守りシステム整備事業2,116万円でございますが、 これは、地域見守りシステム中継機等の増設委託料2,257万円に充当いたしました。

次、57ページをお願いいたします。まず、16款の財産収入でございまして、昨日も説明いたしましたけれども、真ん中より少し下の市有地売払収入でございます。13件で1億9,603万円でございますが、このうち1件が広丘

野村の雑種地を八十二銀行に1億8,999万円で売却したものでございます。

次、63ページをお願いします。20款の諸収入でございます。備考欄の真ん中より下になりますけれども、貸付金元利収入というものがございまして、そこに、まず1つ目が、勤労者融資対策預託金がございます。1億4,000万円、これは、労働金庫に対しての残託金でございます。その下に預託金元金と記載してございまして、15億円なにがしてございますが、これにつきましては、八十二銀行ほか、4金融機関に委託をしているものです。毎年、預託金は、4月1日に預けがえをしまして、3月末に、一たん、払い戻しをしております。

次、67ページをお願いいたします。以降は、5項維入、5目維入になりますけれども、まず、総務費維入について申し上げます。備考欄でいきますと桝の4つ目、黒ポツの3つ目でございますが、交通事故等賠償補填金1,095万円というものがございます。これは、損害保険ジャパンからの入金でございますが、この中に林道奈良井川線転落事故に伴いまして、怪我をされ、車が転落した関係がありますけれども、その損害賠償保険金999万円余が入っております。これにつきましては、同額を林業総務費から相手方にお支払いしてございます。

少し下にまいりまして、同じ桝の中ですけれども、中ほどの一般コミュニティ事業助成金400万円でございます。 これは、内容が書いてありますけれども、一般コミュニティ事業助成金250万円と書いてありますものは、きのうも 御説明があったかと思いますが、北熊井の青少年の健全育成ということで、北熊井太鼓というものを発足させまして、 和太鼓等を購入いたしましたので、そこへ充当したものです。

次、その下ですけれども、自主防災組織育成助成事業助成金につきまして、これは 150万円。吉田四区の自衛消防隊が、防災倉庫等を整備したので、そこに対するものでございます。

次、69ページをお願いいたします。69ページ、民生費雑入でございますが、備考欄の2桝目になりますが、黒ポッの3つ目、共同作業所作業収入193万円とあります。これは、宗賀共同作業所と楢川共同作業所の分であります。この2つは市の共同作業所でありまして、それぞれNPO法人に運営を委託しておりますが、一たん、市のほうから委託料として賃金相当分、これは1日いくらと決まっておりまして、それらを市からお支払いをしていますので、そのかわり、作業収入として上がったものにつきましては雑入に入れていただいております。これは、今現在、うちのほうからお支払いしている金額のほうが多いものですから、いずれ、作業収入のほうが多くなった場合には、また、若干、変更ということは考えられるかと思います。

次、71ページをお願いいたします。71ページの8節消防費維入でございまして、備考欄でいきますと、下から2 桝目ですけれど、真ん中にあります高速自動車道救急業務支弁金1,056万円。これは、中日本高速道路からの入金 でございますが、同額を広域連合へお支払いしてございます。

次、72ページからは市債でございまして、これにつきましては、合計額だけ申し上げておきますが、73ページの中ほどをごらんください、収入済額が29億7,806万円でございまして、収入未済額が3億1,490万円でございます。この収入未済の額につきましては、繰越明許ということで次年度へ繰り越す金額でございます。以上でございますが、よろしくお願いたします。

委員長 それでは 歳入の説明をいただきましたので、委員の皆さまから、御質問 御意見等ありましたら、お出しいただきます。

白木俊嗣委員 きのう、収納課長から話があって、特別徴収の不納欠損の話が出たが、もう一度よく説明してくれませんか。

収納課長 昨日、説明の中で、不納欠損の中の内訳の中に県民税の特別徴収が入っていると確かに説明いたしました。 細かく説明いたしますと2企業という説明をしました。 この住民税の特徴につきましては、1企業分です。 細かい数字で申し上げますと平成14年度に徴収する額が283万8,600円、それから、平成15年度に55万6,800円、 あわせまして339万5,400円を欠損ということです。 このうち、県民税も入っていますので、市税といたしましては、237万193円という数字になりますけれども、この企業が倒産いたしまして、当時は取れなかったということです。 以上です。 以上です。

白木俊嗣委員 少し皆さん勘違いをしていると思うけれど、特別徴収の不納欠損などというものはあり得ないことだと思うのです。どうして、こうやって不納欠損があるのですか。本来でいけば、企業が潰れれば、普通徴収に切りかえて徴収するのが原則になっているものです。特別徴収というのは、あくまでも、そこで働く勤労者の利便を図るための手段にしか過ぎないと思うのです。なぜ、不納欠損で落すわけですか。

収納課長 これは、平成14年、平成15年の未納として残っていたもので、今回、税務署でも、国税局でも、3,200万円ほどの国税を落したということで、私どもも調査をしまして、この会社は全く支払い能力がないということで不納欠損を必要だということでやりました。白木委員さん、監査委員の当時から、すぐ普通徴収に取りかえて徴収するという指摘を、確かに、受けてきております。現在、この特別徴収を普通徴収に、即、行政ができるかどうかという問題なのですけれども、確かに、地方税法の中には、特別の事情により特別徴収から普通徴収に変えることができるということはあります。しかし、範例では、その特別の事情は、滞納というものには該当しないということで、それはしてはいけないということになっております。ただし、会社から切りかえの申請等が出てくれば、これは全く問題はありません。以上です。

白木俊嗣委員 これは、皆さんの考え方はおかしい。要は、会社が、皆さんの給料から納めたものを納付できないということになれば、それは、当然、普通徴収に切りかえて徴収すべきものです。それを、会社が倒産したからといって、これだけ額というものは、何カ月分かの特別徴収だと思うのです。それを何の処理もしないで放っておいて、不納欠損にするなどということは、あってはまずいことだと思うけれど。今、税務署がどうのこうのとか、範例がどうのこうのと言うけれど、これは、皆さん、大きな勘違いをしている。要するに会社にしてみれば、個人から徴収したものを納めないということは、仮に倒産したあと、どうのこうのと問題が起きるかもしれないけれど、それは、あくまでも会社の横領行為であって、それは、争う次元は別だと思うけれど、そうは思わないですか。

収納課長 確かに、委員さんのおっしゃっていることは正論だと思います。ただし、この事件については、その当時、 滞納処分、または、不納欠損をした経過は全くありませんでした。

白木俊嗣委員 した経過がないって、皆さん、そのように簡単に言うけれど、今、言ったとおり、要するに皆さんは、特別徴収でも何でも納まってこなければ、すぐ、どうして納まらないのか、対応すべきものではないですか。それで、入らなければ、その会社に行って、会社がそういうことだったら、それは、会社から普通徴収に切りかえができる。できないにかかわらず、皆さん、職権でいくらでも切りかえができるでしょう。そのようなこと。切りかえて本人から徴収しなければいけないものだと思いませんか。ましてや、それは、あくまでも、倒産したかどうか知らないけれど、その会社が、要するに、職員の給料からされた税金を使い込んで払わないということは横領だから、それは、次元が違って、横領で、従業員がその会社に対して起こすことであって、市とすれば、入ってこない個人の住民税については、その本人から請求して徴収するのが筋ではないですか。

収納課長 詳細につきましては、小林係長のほうから御説明いたします。

滞納整理係長 今、御指摘いただきました事業の倒産に伴う特別徴収の取り扱いについてですが、倒産の事実、または、事業閉鎖の事実が入りましたら、それ以降の特別徴収につきましては、課税側と連携をとりまして、即事に、普通 聴取に切りかえております。ただ、その時に既に滞納となった分につきましては、先ほどの通達により普通徴収に切り かえることができないということで、特別徴収のままになっております。以上でございます。

白木俊嗣委員 切りかえができないなんて、そのようなことは理由にならない。皆さんが、的確な情報を持っていないからいけないのです。会社が、要するに倒産とか、税金が入ってこなければ、全部で330万円からの金というものは、相当な額ですよ、個人からしてみれば。何十人だか知らないけれど、その人たちの税金が入ってこないということになれば、それは、職権でいくらでもできるでしょう、そのようなことは、それを不納欠損で、執行停止だから不納欠損をするなどとは、それは、皆さんの職務怠慢しかないと思うが、どう思いますか。

収納課長 極力、滞納処分につきましては、昨日、説明いたしましたように公平納税という観点から、厳しい徴収を行っていることも事実でございます。確かに、白木委員さんのおっしゃることは、私も全く同じ考えでありますけれども、今回のこの不納欠損につきましては、こういうことで、欠損をさせていただきました。今、係長のほうから説明がありましたけれども、今の対応といたしましては、帝国データバンクからすぐメールで入ります。すぐ、現地へ飛んで、差し押えがあるかないか、できるかどうかということで対応しております。以上です。

白木俊嗣委員 すぐ何か言うと、税の公平だと言うけれど、税の公平を言うのだったら、そのときに、すぐやらなければ、少しも税の公平ではないではないですか。まじめに納める者は、何か馬鹿を見るでしょう。皆さん、それだけ、自分で思っているのだったら、そのようなことは、範例だ、何だかんだ言う前に、当然、すべきことではないですか。ましてや、不納欠損をするのだったら、それは 会社なり何なり、個人が起こすことであって、市とすれば、その事実関係も、会社が倒産してしまえば、わからないでしょう。誰がいくら納めて、払って、どうのこうのということだって。ただ、向こうで、私は、特別徴収で給料から引かれたというだけで、そこまでチェックできないでしょう。だったら、市とすれば、その人の市県民税が入ってこないということになれば、その人に対して納税通知なり何なりを送って納めてもらう。その人が、私は、特別徴収で引かれたということになれば、その個人が会社に対して訴訟なり何なりおこして処理すべきでないですか。だけれど、この大きな金を平気で不納欠損だ何だかんだと。これを見てもそうだけれど、毎年、6,000万円、多いときでは、七、八千万円くらいの、不納欠損の、ことしも市税だけでも6,000万円から不納欠損をしている。皆さん、税の公平を言うのだったら、こういうものを極力減らすことに努めなければ、税の公平なんて言う資格はない。皆さんも努力していることは認めます。だけれども、これは、要するに、私が思うことは個人に対して普通通知書を送って、その個人から異議があった場合には、その会社がどうなったか知らないけれど、会社に対して訴訟を起こすべきものであって、これは不納欠損すべきものではないと思うけれど、そうは思わないですか。課長に言っても、同じことしか返って来ないだろうけれど、収入役は、どう思いますか、これは。

収入役 不納欠損については、いつも、慎重に扱うように努力はしております。例えば、特別徴収の不納欠損という ものは、今、おっしゃるとおりで、会社が倒産して集めたものを持ち逃げしてしまうとか、そういうものだと思います。 ですから、裁判をかけようにも、相手が、何と言うか、裁判にならない実態もあるものですから、それなので、今回の ものは、それと同じような形態だと思いますが、不納欠損の場合は、具体例で話ができないもので、これは、何カ月分 だか、1カ月分だかということがあるけれども、これは、過去のものでどうにも処分できないということだと思うので、 不納欠損するには、固定資産税も何でも税は一緒です。これは、税をまけてしまうということですから、慎重に扱うのは当然です。しかし、取りようがないものについては、やはり、整理をしていかないとまずいものですから、今回のケースは、また、以後に活かすように、十分、内部でもそういう研究をしながらやらせていただきますので、ぜひ、お認めをいただきたいと思います。以上です。

収納課長 この不納欠損につきましては、私も、これは本当にしたくなくて、収納率を100%にしたいというのが、私の本心でございます。しかし、この税法の中に、地方税法15条の7だとか、きのう、言いました18条の中には、差し押えできる財産がない、それから、生活が苦しく生活保護を受けている。こういう皆さんについては、執行停止して3年で不納欠損をしなさいという条項があります。それから、即事、落しなさい、落すことができる、これは、差し押える財産が全くない、または、市県民税で、外国へ行ってしまって徴収対象者がいない、そういう場合には、即事に落すことができる。それから、一番、これは、いけないと思うのですけれど、時効、いわゆる、民法で言う5年時効、これについては、5年を超えると請求権がなくなるということでございます。以上です。

白木俊嗣委員 そのようなことは 言われなくても、私は 知っています。知っているけれど、前段のことは理解するけれど、特別徴収については、いくら何と説明しても納得できない。339万円などという数字は1カ月や2カ月の話ではないと思う。その間、請求もしないで放っておいたこと自体が、皆さんの職務怠慢で問題があると思うのです。もっと早く手続きをすれば、ひと月やふた月で済めば、それなら、企業も、それなりの対応、あればの話だけれど、そのとき、切りかえてさえいれば、普通徴収にすれば、個人から徴収がいくらでもできることなので。これは だけれども、皆さん、特例だ何だかんだ言っているけれど、地方自治法できちんと決まっているでしょう。地方税法だってあるでしょう。あれの場合には、普通徴収に切りかえるということは。皆さん、やろうと思えば、職権でいくらでもできる話です、これは。

収入役 この案件の三百万いくらというものを、会社名はいいので、何カ月で、どのくらいの期間で滞納だったかということを話をしてください。

収納課長 係長のほうから詳細を。

滞納整理係長 その法人につきましては 滞納は、平成14年度、1年間 12カ月分でございます。平成15年に及んでおりますのは、特別徴収の特別性がありまして、4月、5月が翌年度に移る関係で、2カ年にわたっておりますが、実際は、平成14年度、1年間 12カ月分の滞納でございます。なお、この法人につきましては、平成16年12月に破産廃止になっておりまして、すでに、その段階では、滞納処分ができない、そのような状態の法人に陥っておりました。以上でございます。

白木俊嗣委員 聞くと1年間も放ってあるでしょう。このようなことは、皆さん、いくら言っても、理由にはならない。1年間も放ってあって、ひと月やふた月で事実がわかれば、いくらでも切りかえができるでしょう。そう思いませんか。

収入役 今、言ったとおりの特別徴収の1年間ということであります。そういうことの中で、普通徴収に切りかえができなかった事情もあるかもしれませんが、こちらもぬかったところがあるかもしれませんので、その辺は、しっかり調査をさせていただいて、今後に生かしたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 それでは、ここで休憩をします。午後1時から再開をしたいと思います。

午後0時01分 休憩

委員長 それでは、時間になりましたので、再開をしたいと思います。

企画課長 先ほど白木委員のほうから御質問のございました消防費に係る負担金の算定根拠でございます。資料を用意しましたので。それでは、算定の根拠をわかっていただくということで、予算時での算出根拠の表になっていますので、若干、決算額と違っていますので、御承知置きいただきたいと思います。御質問の内容でございますが、左下の共通経費負担金計37億815万円、この内容の中に、人件費だとか、あらゆる諸経費が積み上げられましたのが共通経費となっています。その中の人件費につきまして、広域から各市へ派遣をしている職員については除いてあるということを、先ほど、広域のほうから改めて確認をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

委員長 よろしいですか。それでは、もとへ戻しまして。何かありますか。

総務部長 先ほど、白木委員のほうから質問がございました市税の不納欠損の扱いでございます。特別徴収でやった ものにつきましては、即座に普通徴収に切りかえろという御指摘でございますので、現在のところは、そういう処理を してございます。したがいまして、これにつきましては、先ほどの話にもございましたように、平成14年度当時とい う話でございますので、御指摘をいただいたことにつきましては、市としても、職務はしっかり、その当時は仕事をし てなかったということでございますので、以後、改めまして、御指摘いただいたことに対しまして、今後の行政に活か してまいりたいと、このように考えておりますので、ぜひ、これにつきましてはお認めいただきますよう、重ねてお願いをいたします。

委員長 よろしいですね。ほかに何かございますか。

中野長勲委員 今、不納欠損の話が出たけれど、滞納整理の中で、差し押え物件が、たぶん、出てくると思うけれど、 それが、最近、どこの自治体も厳しく差し押さえをしているようだけれど、塩尻市の去年の実態を教えてください。

収納課長 昨日も少しふれましたけれども、総計で426件の滞納処分をしてございます。その内訳でございますけれども、不動産が209件、債権、預貯金等含めまして200件、電話加入権が15件、それから、動産でございますが、2件の25点でございます。件数には、この2点として426件のほうに入っています。差し押さえの債権額ですけれども、昨日も申し上げましたが、2億1,104万円でございます。それから、滞納処分によりまして入金になりましたものが、滞納処分により自主納付、それから、滞納処分により入ってきたものをあわせまして7,500万円になります。

中野長勲委員 今、税の公平化ということで、差し押さえられた人には、大変、気の毒だと思うけれど、これからは、こういったことが必要ではないかと思いますが、差し押さえをした場合に、まず、税額を引いて、残ったほうはどういう処理をしているのですか。

収納課長 いろいろ、その方には、税がほかにもあると思いますけれど、あくまで、うちでいただくものは税額の滞納額のみでございます。それ以外は、本人に返還と言いますか、本人の取り分という形になっております。以上です。

中野長勲委員 例えば、不動産の場合、その不動産を差し押さえた場合の処理、その後の処理は、どうなっていますか、不動産は。

収納課長 不動産を差し押えて、市が主導で公売をしたという事例はありません。ただ、平成18年に1件、抵当権 もなくて全くさらであったので、これを公売すれば、即、税金につながるということで、通知を出しまして、立ち会い を警察、公安委員会にお願いいたしまして入りましたところ、200万円だったと思いますが持ってきましたので、しなかったということで、一応、不動産差し押えでありますけれども、当市としては、差し押えということで、それを公売というのは、今現在は、市主導での公売は実施しておりません。

中野長勲委員いいです、それで。

委員長 よろしいですか。

金田興一委員 この市税の不納欠損の中の即事欠損 1 , 0 4 6 件ですか、この中で、法施行地域か、いわゆる、海外へ帰ってしまって、帰国の見込みのないというような件数はどのくらいあるのでしょうか。

収納課長 滞納整理係の小林係長のほうから御答弁させていただきます。

滞納整理係長 市県民税が中心になりますが、140万2,097円、期別にして122期となっております。

金田興一委員 人数的に見てというか、件数的には。

収納課長 引き続いて係長より。

委員長 出ないですか。

滞納整理係長あとで。

委員長 あとでよろしいですか。

金田興一委員はい。

もう、1つ。ほとんど市民税の関係だと思うのですが、固定資産税とか都市計画税にも同様のものはありますか。 **収納課長** 外国人の固定資産税等につきましては、ありません。

金田興一委員 同じく国保税にも同様のものがございますか。

収納課長 国保税につきましては、海外へ転出したということで、あります。

金田興一委員 件数、金額、わかりましたら。

滞納整理係長 国保税の即事欠損件数ですが、624件でございます。以上です。

金田興一委員 いえ、海外へという部分です。

滞納整理係長 先ほどの市県民税とあわせて、のちほどお答えさせていただきます。

白木俊嗣委員 公平化の話が出たので、市県民税の課税についてお尋ねするけれど、2年か3年前から、所得税が今まで1割だったのが7%になり、市県民税と市民税が1.5%ずつ配当や何かが差し引かれるようになった。それで、国税については、要するに、確定申告で還付してもらうことができるのだけれど、申告書を見ると住民税についてもいるいろ書いてあるけれど、私だけでなく、ほかの市民も、ほとんどの人はわからないと思うのです。実際に、これをふっと見ると、配当金から住民税まで引かれて、確定申告すれば、また、二重に引き落とされるのではないかという心配があるけれど、その辺は、どうなっているのか。これは、私も調べて、ある程度理解しているけれど、ほとんどの市民というものは、全然、理解してないと思うのです。

税務課長 株式 あるいは配当に係ります関係でございます。配当割、あるいは、株式等の譲渡所得割、こういった ものをお持ちの市県民税の納税義務者、所得割に係る者に限りますけれども、本年度の場合で言いますと、平成21年 度市県民税の申告書、当市へ出てくる分です。それから、平成20年度分の確定申告書、いわゆる、税務署の扱いにな る分ですが、この申告書、あるいは、確定申告書に必要な事項を記載する欄が設けられておりまして、この欄に必要事 項を記載することによりまして控除等が受けられると、こういった制度が、税制改革に伴って、現在、生きております。 具体的に申し上げますと、一定の算式で、配当割額、あるいは、株式等の譲渡所得割額、こういったものを算出いたしまして、県民税の場合はそれに5分の2、市民税の場合には5分の3を乗じました額を算出いたしまして、具体的には、市県民税の所得割の税額からその分を差し引くと、こういった制度です。したがいまして、差し引くもとが大きい方は、そこで、全部、引ききってしまうわけですけれども、引ききれなかった場合には、その分を還付という形でお返しをしております。これにつきましては、今、申したとおり、あくまで、申請、申告が原則ではありますけれども、今、本市が入れております支援システムの中で所得の関係の把握が可能でございますので、該当される方をすべて打ち出しをいたしまして、該当される方についてはすべて御通知を差し上げる形の中で、今申した控除、あるいは、還付をしております。以上です。

白木俊嗣委員 それは、それでわかったけれど、ただ、市県民税は、納付書が来ると、税額が載っていて、そういう 経過というものがわからない。もし、皆さんのところの中で、それができるものだったら、その辺を検討してもらいた いと思います。それは、お願いでいいですけれど。

あと、もう1つは、年金で、国民年金については社会保険庁から一覧表で来ると思うのだけれど、それ以外の個人年金があると思うのです。個人年金の場合には、郵政の個人年金もそうだし、民間の年金もそうだけれど、郵政などは、年金の支払い調書のようなものが送られて来ないと思うのです。現に自分でも経験しているのでわかるけれど。民間の場合には、要するに、個人年金で、自分の掛金が控除額になって、早く言えば、その配当というか、その部分については、一律に1割の所得税が課税になってくるわけです。それについては、確定申告で還付してもらうしかないと思う。実は、保険会社に電話して、申告書を出すから、税金の、合算所得がある人は別ですけれど、女房だとか、そういう場合にはほとんどないので、申告すれば、所得税は引かないでもいいではないかと話をした。そうしたら、民間の保険会社で、要するに、それは、一律に、みんな、引くことにしていると言う。否応なしに、それは確定申告をしなくてはならない。だけれど、以前は、要するに、妻の非課税の範囲だとか、老齢者の非課税、何の非課税と、非課税の範囲があったので、要するに均等割の課税になるわけです。今度は、そういうものが出てくると、申告することによって、妻でも所得が28万円だとかあると、今度は、均等に課税になる。そうすると、申告した人としない人のアンバランスが出てくると思うのです。現に、個人年金で、郵政や何かにしているものは、所得税は一切引かれない。民間の場合だけ、そういう会社は一部ある。その辺のところの把握はしているかどうか、聞きたいのだけれど。

税務課長 課税年金に関するお話でございましたけれども、市町村へは、いわゆる、支払い調書なり、そういったものは配布されておりません。松本税務署のほうにはそういったものがございますので、いわゆる、資料箋という扱いの中で、必要に応じて調査をさせていただいているのが実情であります。

白木俊嗣委員 たぶん、税務署は支払い調書によって資料箋が出ると思うのだけれど、実際に、皆さんが御苦労をいただいて数字を拾ってくると思うけれど、現に、何人かに話を受ける中では、そういう課税されるものとされないものが出てくると思うのです。要は、非課税の範囲がなくなったもので、所得があれば 一定の、先ほど言った28万円くらいあると、否応なしに、最低でも均等割の課税になるわけです。そうすると、申告することによってアンバランスが出てくると思うのです、課税されるものとされないものが。それと同じことが、今度は、民主党になって制度が変わると言っているから、配偶者控除がなくなると言っているけれど、それも定かではないもので、そうなると扶養がとれるか、とれないかという問題が出てくるわけです。申告した者が馬鹿をみるというような、そういうことがないように、しっかり、資料箋でも何でもいいですから、調査をしっかりしていただいて、やってほしいと思います。そして、今、

配当なども、ことしは、リーマンショックから配当もほとんどなくなってきたけれど、それ以前は、年間で5兆円 6 兆円という配当所得が出ているわけです。それを単純に計算しても、仮に、住民が計算しても 1 . 5%と言えば、それなりきの、市にも収入があるのではないかと思うのです。以前、例の、私のときにも、要するに投信だとか、あのようなものの源泉分離分だと思うが、あのようなものが納付されてきたと思うが、今、それの額というものはどのくらいになっているかわかりますか。いいです。今すぐ出なければ、あとでもいいけれど、要は、不均衡が出ないようにだけしてほしいと思います。これは、1つ、要望です。

もう1つは、都市計画税の関係。私も、この前のとき代表質問をしたら、全然知らないところから、ぜひ、頑張ってくれなどと電話をいただいたもので、あえて、ここでまた議論をするのだけれど。都市計画税の課税基準というものがありますね。その金というものは、これを見ると、都市計画区域に限ったことではないからね、市道というものは、財政から出ている都市計画税の充当状況というものを見ると、街路事業だとか、公園だとか、下水道事業の下水道分に対する繰り出しだとか、いろいろありますね。こういうものを見ていると、要するに、特に下水道などの場合、この前も言ったけれど、要するに市街化区域も調整区域も関係ないわけです。農村下水でも都市下水より先に整備されることがあって、なのに、なぜ、市街化区域に住んでいる者だけが負担しなければいけないかという矛盾があるわけです。私が思うに、税率を考えるなり何なりすべきではないかと思うのだけれど。これは、財政課から出ている資料だと思うけれど、一時は小坂田公園の分まで入って、どうのこうのとかいう話もあったけれど、これを見させてもらうと、別に制限がないのです、市街化区域だけで使えとか。こういうものを見ていると、大変矛盾するのは、道路の整備でも何でも、話にならないような道路がいっぱいあるでしょう。そうかと思えば、農道みたいなものがきれいに舗装されてあるかと思えば、大門とか、私の近所もそうだけれど、舗装などぼろぼろでガタガタです。整備をしているにもかかわらず。そういうところへ、目的税なり、都市計画税なりは、全然、充当されていないけれど、これは、どういうわけかと思って、今、少しお尋ねしたいのだけれど。

財政課長 非常に御造詣の深い委員さんでございますので、この都市計画税の目的等についてはよく御承知のことと思いますけれども、都市計画税については、都市計画法に基づきます都市計画事業 あるいは、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てるというものが大原則になっているということは、御承知のとおりだと思いますし、また、そのことによって、市街化された区域内においての土地または家屋というものには、その資産価値が上がるというようなこともあって、広域税としての性格も有するものであるということが、一般的に言います目的として言われているわけでありまして、ここにお示しをしてあります資料については、こういった事業に該当可能でございますので、その割り振りについてお示しをしたわけでございまして、ただ、これまでにも、都市計画税についても、2%から徐々に上がって3%になりましたし、それから、落していくというようなこともございますので、確かに、そういう面で言いますと、今、都市も田舎も全部、インフラ整備されて変わりがないではないかという御指摘だと思いますけれども、そうは言っても、現実に、土地の価格等を見ますと、都市部のほうが高いことは否めない部分もありますし、そういった部分で御指摘の点も踏まえながら検討はさせていただきたいと思いますけれども、現状については、例え、土地にしても、そういった差があることも現実でございますので、また、検討させていただきたいと思います。

白木俊嗣委員 今、資産価値の話が出たけれど、要するに、今、新しく、外から入ってくる人にしてみれば、みんな、 そういうものが整備されて、それがみんな土地に上乗せになっているものを買って家を建ててくるわけです。なのに、 なぜ負担しなければいけないかという素朴な疑問を市民からもらうと、誰が考えてもそうでしょう。普通のところだったら5万円か10万円しかしないものが、道路も何でも、全部整備されていますからと言ってそれを上乗せされて15万円だ、20万円だと高いものを買って入ってくるわけです。その土地というものは、資産価値が上がると言っても、それ以上にはふえていかないと思うのです。昔みたいに右肩上がりで、土地でもなんでも上がっていくときは、それなりに理解もするけれど、どちらかというと、価格でも何でも下がってきているでしょう。そうすると、早く言えば、その人にしてみれば目減りしてきているわけです。にもかかわらず、そういうものが、また、税金で上乗せになるというものが理解できないのと、もう1つは、相続した場合に、相続すると、20年間、猶予を認められているでしょう。こういう人たちを、要するに、価値が上がると言うけれど、20年間は手をつけられないわけです。農地なら農地として使うしかないわけです。そうすると、必ずしも、それがあてはまらないと思うのです。要するに、その間というのは20年間なり何なりは、猶予してもらった間は、ものを建てれば、今、20%でしたか、20%以上土地を宅地にした場合には、さかのぼって課税されるわけです。それも、年7.3%だかいくらという高い延滞金をつけられて、だから、否応なしにそれば凍結してしまうわけです。そうすると、なんら調整区域の土地も市街化区域の土地も、価値観というものは同じだと思うのです。

収入役 そのようなことはない。

白木俊嗣委員 20年間はそうです。土地は、売るも何もできないから。

収入役 それでも、担保されているもので、そのようなことを言っても。

白木俊嗣委員 だけれども、これも1つの理論で、要するに、その部分についても、固定資産税も、それなりきの評価をし、都市計画税の評価も、調整区域の土地とは評価額が全然、違うわけです。その中で、3分の1方式だとか、いるいろ制度があるけれど、でも、評価額というものは本当に同じ面積でも何十倍と違うのです。だから、そういう税の不均衡というものは、私は、あると思うのだけれど、どう思いますか。

財政課長 委員さんのおっしゃるのは、確かに、1つの考え方として、1つにはそういう考え方もあろうかと思いますが、すべての制度がうまく整合できていて、おしなべて不公平のないような制度になっていれば、これは、それにこしたことはないのでしょうけれども、それぞれの制度があって、それが横にまで整合がとれているということは、まだ、難しい部分と言いますか、矛盾している部分もあるとは思いますけれども、御意見として伺わさせていただきまして、私どもで、今、早急に、ここで対応できる課題でも、正直言って、ございませんので、また、今後の参考にさせていただきます。

白木俊嗣委員 その都市計画税の充当の考えだけれど、実は、高出にこういう人がいる。名前は言わないけれど、この人は、20年間に1,000万円以上の都市計画税を払っているわけです、土地の評価が高いもので。その人曰く、私は、これだけ都市計画税を払っても基盤整備を何もしてくれない。3年前に、私に、大変な騒ぎで文句を言った。それで、私は、来て、これだけ税金を負担しているにもかかわらず、側溝1つ整備ができないことはないではないかと。その部分については、土木のほうで心配してくれて、即刻整備してもらった。でも、高額の人も、20年間で、あの人は、一千二、三百万円くらいの税金を払っている。私も実際、見せてもらいました。そういう中で、要するに、納める者と、納めない者との不均衡というものはあると思うのです。それなりきに道路でも何でも、きちんと生活道路だって整備してくれればいいです。この前のとき、経済建設委員会で言ったけれど、要するに、予算でも、今回の場合、箱物をつくったときには、要するに、生活道路とかそういうものには負担をかけないと言いながらも、土木全体では、5億

円くらいの予算が、道路整備で削られてきているわけです。そういうものを見てくると、そういうしわ寄せがみんな来 ているわけです。だから、その辺のところは 都市計画税も全体の見直しをする中で、やはり、研究してもらう必要が あると思うのだけれど、ぜひ、お願いします。

委員長 御意見でよろしいですね。

収納課長 先ほど、金田委員さんからの質問の外国への転出者の不納欠損、人数、額、市県民税の額を係長のほうから御答弁させていただきます。

滞納整理係長 先ほどの御質問でございますが、海外帰国に伴う欠損を、市民税でございますが、金額が140万2, 097円、人数が28人でございます。また、国保税につきましては、85万7,300円、該当者19人でございま す。以上でございます。

委員長 よろしいですか、金田委員。

金田興一委員はい。

小野光明委員 決算説明資料の9ページを見ますと、市のたばこ税が、前年度よりも3,200万円余り減っているのですけれども、この辺については、どのようになっているのでしょうか。

税務課長 たばこ税の減収につきましては、一番大きな原因は、昨年の6月になりますけれども、taspoという、いわゆる、未成年者の喫煙防止のために自販機等に認知のカードを備え付けた。この影響で、かなりの本数が、購入本数が減っております。事実、本年に入りましても、前年同期と比べると落ちの方向が出ているといった状態です。以上です。

小野光明委員 そうすると、taspoによって未成年者が買わなくなったので落ちたという。

税務課長 当然 それもあると思います。本来、そういった目的で導入したのですけれども、taspo自体の普及率が非常に低いと。一時期、新聞にも出ましたけれども、その分を夜間営業のところで、24時間営業のところではタバコが売れるとか、そういった形で、いわゆる小売業の方にはかなりのしわ寄せが出てきたという意味での影響ということでございます。

小野光明委員 次の件で、決算説明資料の22ページの市営住宅使用料の関係ですけれども、これで見ていくと、未納額が、平成12年度以降、だいぶ、積み上がっているのですけれども、これ以前と以後で、構造的に大きい変化があったからこういうふうになってきているのでしょうか、どのように見ているのでしょうか。

財政課長 少し確認をさせていただきたいと思います、担当課のほうへ。

委員長 あとでいいですね。

小野光明委員 はい。

決算書の29ページの使用料の関係ですけれども、ここに、本洗馬の資料館で人数がそれぞれ出ているのですけれども、開館日数が、たぶん、違うと思うので、1日あたりで見ると、だいぶ差が出てくると思うのですけれど、それもわからないですか。

会計課長 開館日数について、把握しておりませんので、それも後ほど、連絡いたします。

小野光明委員 この数字から見ても、いわゆる、本洗馬のほうと、木曽漆器館あたりが、さほど変わりないというのは、地域的にいうと、洗馬は農村地帯で、結構、頑張っているのかなと。木曽漆器館も離れているとはいえ、観光地にあって、もっとふえてもいいように思うのですが、それで、一番聞きたいのは、直接は、担当が違うかもしれないです

けれども、臨時職員を配置しているのですが、当然、額のほうが、本洗馬のほうが少ないということで、配置基準がど うなっているかということをお伺いしたいのですけれども。

人事課長 詳細につきましては、担当のほうに確認をさせていただきたいと思いますが、楢川地域につきましては、正規職員は置いてございませんので、臨時職員が確か10人ほどだったと思いますけれども、各施設、時期的なもの、あるいは、時間帯的なものがあろうかと思いますけれども、それぞれ、ローテーションで配置してあるかと思います。内容的な分につきましては、確認させていただきたいと思います。

委員長 これは、担当者は見えますか。

協働企画部長調べてみて。

委員長 やれますね、その時で、よろしいですね。

白木俊嗣委員 交付税のことで聞きたいけれど、皆さん、話をしていると、すぐ、被害者だ、なんだかんだと言うけれど、今、原資がこれだけ下がっている中で、要するに、交付税もやりくりの中では、特別会計で、ほとんど暮らしていると思うのです。平間さんのことだから、特別会計、どのくらい借金があるか知っていると思うけれど、今、250兆円くらいの額があるのではないかと思うのです。その中で、合併特例債も三千いくらかあった市町村が、今、合併を全部してきて、今、1,700くらいにまでなってきている。そうすると、合併特例債の恩恵を受けるのも、ほとんどの市町村が受けていると思うのです。そうすると、特例、特例で、皆さん、大変期待をしても、原資自体も下がっている中で、期待ができるかどうかと。先ほど話をしていると、基金のほうから、特別会計のほうからどうのこうのと言う。特別会計も200兆円からの借金を抱えているし、そんなに期待ができないと思うのです。その中で、本当に、皆さん、合併特例債だ、何だかんだと言うけれど、期待ができるかどうか、それと、政権がかわった中で、本当にいつまでも合併特例債が期待できるのかどうか、その辺のところを、もし、わかったら。

財政課長 本会議でも御質問をいただいているところではございますけれども、特別交付税会計については、すでに 委員さんがおっしゃるように、多額の借金を抱え、なおかつ、それが髄大になってきているために、交付税の一部は臨 時財政対策債として対応するというような形に、これも、結局、主としては借金になるわけです。これに対しても、交 付税措置で見ますよということになっていますから、非常に、交付税の会計自体は、著しく厳しい状況にあるというふ うに我々も承知はしているところでありますけれども、一方で、地方交付税は地方の固有の財源であって、これを補て んするというのは、補てんと言いますか、交付していくのは、国の義務と言いますか、役割になっているわけでして、 ですから、我々としては、確かに、交付税会計自体 国の会計がそういう状況にあるということは憂慮すべきことはあ っても、現場とすれば、確保はしていただきたいということが、我々の考え方でございまして、ですから、何とか国の ほうでも、政権もかわって無駄を省くというようなことは言ってらっしゃいますので、そういうところを徹底してやっ ていただいて、地方への財源は確保していただきたいというのが我々の考えでありますし、また、特例債についても、 当年度交付税で見る部分が、非常に多いわけでして、これが果てしなく行くのかということでございますけれども、こ れについても、当初から、むやみに新しい建物をつくったりとか、あまり必要性のない道路をつくって、それに充当し ましょうということはやってきておりませんで、合併協議の中で必要とされた事業ですとか、いずれにしても有利な起 債でありますので、例えば、ほかの起債を予定していて、そのかわりにこの特例債が充当できるということであれば、 非常に有利なものになりますから、そういったものに限って、十分検討しながら選択をさせていただいてきております ので、現に、我々としても、事業費として109億円、特例債としては104億円ほどが可能額でございますけれども、

まだ、その半分も充当はしていないという状況でございますので、今後についても、必要なものは充当はしていくということの考え方の中でやっていきたいと思っていますし、これについては、財政フレームの中ででも、やるべき事業を重点すべき事業というものは、今の時点でありますけれども、しっかり、組み込んだものがありますので、そういったものにしたがって堅実な運営に努めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

白木俊嗣委員 心配するのは、丹波篠山市だったかな、あそこも、結局、何か、あてにし過ぎて、こんなことになったりするでしょう。ましてや、この合併特例債というものは、自民党の人もいなくなったのです。政権がかわれば、それが、地方の意見は聞くなどということは言っているけど、ただ、ない袖は振れないからね。今、景気もこのような状態の中で、大変あてにして、その結果がいけなかったといって、市の、うちの場合でも、交流センターをやります、また、今度は体育館を建てるなどという話があるので、あまり、それに特例債を期待して、もしも、だめになったときには、取り返しがつかないほどの心配がされると思うけれど。財政の人は、みんな優秀な人だから、その辺は、きちんとわかってやっていてくれていると思うので、これ以上は言わないけれど、ぜひ、財政がにっちもさっちもいかなくなるようなことだけは、気をつけてほしいと思う。

総務部長 交付税と合併特例債につきましては、本会議でもお答えさせていただきましたので、当然、今、財政課長が申しましたように、交付税につきましては、財源の調整機能と財源を補償する機能がございますので、これは、なんとしてでも国の責任において担保をしてもらわないといけないというのが地方の意見でございます。委員がおっしゃるように、国税、5税が落込みますと、当然、落ちる話でございますけれども、先ほど言った財源補償の関係から国は、特別会計を設けて、あるいは、臨時財政対策債という起債をつくって補てんをするということでございますので、楽観はしてはいけませんけれども、国の動向は注意深く見守りたいというふうに思っております。

それから、合併特例債につきましては、当然、今、言いました体育館問題も合併特例債は、使える期間の後半にもっていかないと、今、言われるように、いつ、そういうことがあるかわかりませんし、今、そういうことで、我々としては、なるべく後ろに送りたいということで財政運営をさせていただいております。ちなみに、やるべき事業はやるということでございますので、地区センターがらみも、合併特例債の中で、財源としては、見ながらやっていくこともございますので、そういう意味で、先ほど財政課長が言ったように、やるべきことはやるということでございますので、広い意味で御心配をいただいている件につきましては、財政サイドとしても、それは真摯に受け止めて慎重な財政運営をしていかないといけないということで、胆に命じておりますので、お願いいたします。

会計課長 22ページでございますけれども、市営住宅使用料が、平成11年度頃から、急激に滞納分が上がっているというような御質問ですけれども、1つの理由といたしまして、吉田団地の建てかえが平成8年から平成12年にありまして、その前、家賃が安かったわけなのですけれどもアップいたしまして、家賃が1万8,000円から3万5,000円になったと、そういう関係がありまして、現在、13人の方が滞納しているそうです。また、この滞納者の方は、過去の分を分割で納付しているということでございます。

小野光明委員 そうすると、その吉田の分が毎年積み重なって、これだけになっているということで、いいですか。 会計課長 吉田団地の分だけではなくて、それが1つの理由としてということで聞いてまいりました。

小野光明委員 それと、値上げの部分と、あと、いわゆる市営住宅でも、低所得者であるとか、高齢者の独居世帯が ふえていることが、1つには、こういった、いわゆる未納額の増加につながっているように思うのですけれど、その辺 はどうですか。わからないですかね。 会計課長そのことも、あとで、聞いてまいります。

委員長 答弁は、まだ、出ないね。来ないですね、先ほどのものは。

会計課長 来ません。

委員長 これからですか。

会計課長 今、聞いておりますので、もうしばらく。

委員長 特にございませんか。10分間休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時54分 再開

委員長 休憩を解いて、再開をいたします。先ほどの質問に対する答弁を求めます。

会計課長 市営住宅の関係でございますが、市営住宅の関係は、御質問がありましたように、高齢者でありますとか、 1人暮らしであるから滞納というわけではございませんでして、やはり、例えば、住宅の、以前は家賃が安かったものが、水洗化をしますと家賃が上がりますし、あるいは、床尾団地などは建てかえて高くなっておりますが、そのような 理由がありまして滞納に結びついてしまったと聞いてまいりました。所得の関係が、家賃が上がったからといって、伸びるわけではないものですから、どうしても、家賃が上がると、そこに対応ができなくなってくる方がふえてくるということで、1件、1件の細かい分析というわけではございませんが、大まかな流れが、そのような傾向だそうでございます。

委員長 よろしいですね。もう1点。

人事課長 29ページの小野委員さんから御質問のありました各施設の臨時の配置基準でございます。29ページ、一番上の本洗馬歴史の里資料館につきましては、嘱託の職員を1人配置してございます。それから、楢川歴史民族資料館以下、楢川施設の関係につきましては、先ほど、私、10人と申し上げましたが、13人の臨時職員を日ですとか、時間によりましてローテーションを組みまして、それぞれ配置をしてございます。当然 来館者がいつ来るかわからない状況でございますので、人数の多い、少ないによって基準を設けてあるわけではございませんので、13人をそれぞれローテーションで配置しているという状況でございます。以上です。

小野光明委員 1日あたりというものは あれですか。いいです。要は 人をしっかり配置しているなら、贄川なり 木曽漆器館はそれなりにいい施設なので、いるところは違うかもしれませんけれど、しっかり、誘客なり、対応をして いかないと、せっかく人を充てながら、賃金自体が意をなさないということになるので、今後、その辺の費用対効果も しっかり見ながら見極めていってほしいということです。以上です。

委員長 要望でよろしいですか。ほかに。何かありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 御答弁は。ないですね。

それでは、議案第1号につきまして、すべての説明、質疑が終了をいたしましたので、採決を行いたいと思います。 議案第1号平成20年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、総務環境委員会に付託をされました件につきまして、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは、議案第2号であります、平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査いたします。説明を求めます。

市民課長 決算書321ページをお開きいただきたいと思います。決算説明資料は、72ページからになりますのでよろしくお願いします。詳細説明の前に概要につきまして御説明申し上げますけれども、平成20年度は、医療制度改革の分離化による施行によりまして後期高齢者医療制度がスタートいたしました。それに伴いまして、国民健康保険におきましては、加入者数の大幅な減少や予算面での大きな変動が生じております。加入世帯数を見ますと、1年間の平均数で申し上げますと、前年の1万2,551世帯から9,763世帯に、被保険者数も、前年の2万4,432人から1万7,624人と減少し、全世帯に対します加入率におきましても、前年の51.6%から39.7%に、また、全人口に占める被保険者数につきましても、36%から26.3%に減少しております。なお、国保から後期高齢者医療制度には、2,936世帯、6,499人が移行をしております。運営面におきましては、被保険者証のカード化あるいは、特定健康診査、特定保健指導の開始、あるいは、国保税の年金天引きによる特別徴収の開始などの大きな変動がございましたが、市広報への特集記事の掲載や個別案内など、積極的な周知活動を行い対応してまいりました。

決算の状況について申し上げますが、歳入では、保険税収入は、前年に比べ約22% 約4億1,900万円余 退職療養給付費交付金は、対象年齢変更によりまして9億6,900万円が、それぞれ、減収となりましたが、反面、前期高齢者交付金約13億2,000万円余が新たな収入としてあり、また、国庫・県補助金も昨年実績を確保することができました結果、歳入合計では、率にして0.3%減ということで、前年とほぼ同額の決算となっております。

歳出面におきましては、後期高齢者医療制度のスタートに伴い、老人保健拠出金が7億6,000万円余の減 新た に創設されました後期高齢者支援金で7億円が増加し、歳出合計も前年比率に対しまして0.6%減ということで、ほ ぼ前年度と同じ決算をすることができました。

歳入歳出残高におきましては、3億9,781万円余となっており、昨年より、若干、増額しておりますけれども、 この中には、国庫支出金の確定に伴う償還金3,200万円余が含まれておりますので、実質的には、前年に比べると、 若干の減額となっている状況でございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。340、341ページをお開きいただきたいと思います。制度改正による 内容、あるいは、大幅な増減があったものにつきまして、要点をとって説明させていただきます。なお、金額は省略を させていただきますのでお願いしたいと思います。

1款総務費の総務管理費でございますが、こちらにつきましては、国保の運営に関する事務費、あるいは、国保連への事務委託等に伴う経費でございます。

続きまして、343ページをお願いいたします。賦課徴収事務諸経費でございますが、こちらでは、徴収員として1人を雇用しておりまして、一般会計でも1人を雇用しておりますので、合計2人をもちまして、収納課において、国保税の徴収事務を行っております。

一番下にまいりまして、2款の保険給付費でございますが、こちらが医療給付に係るものということで、歳出全体の 約68%を占めている内容でございます。 続きまして、345ページをお願いしたいと思います。一番最初の一般被保険者療養給付費につきましては、入院であるとか、外来、歯科、あるいは、調剤などの医療行為に係る経費でございます。

2つ目の退職被保険者療養給付費につきまして、こちらにつきましては、厚生年金に20年以上 あるいは 40歳以降10年以上加入していた60歳から64歳に係る方々の療養費となります。

その下の療養費は、一般と退職、両方ございますが、柔道整復師、あるいは、サポーター等の補装具、あるいは、保 険証を持たなかった方の返還等の金額となっております。

一番下にございますが、高額療養費につきましては、被保険者の一部負担が限度額を超えたときに越えた分だけ、また、給付をするというものでございます。ちなみに、昨年の本市におきます最高の医療という形でございますけれども、こちらにつきましては、後天性血友病の患者さんが60日間入院をしたということによりまして、止血投与剤を1時間ごとに投与したということで、60日間で1億700万円余の医療費がかかっているということでございます。そのうち、先ほど言いました自己負担が123万円、また、国保として182万円の負担をしまして、残る1億442万円は、国庫負担等でまかなっているというようなことでございますので申し上げます。

続きまして、次、347ページをお願いしたいと思います。中ほどにございますが、出産育児諸費でございます。出産育児一時金でございますが、こちらにつきましては、2段書きに書かせていただいておりますが、1月から産科医療補償制度加入の医療機関での出産につきましては、3万円加算されておりますので、2段書きにさせていただいております。

その下、5目葬祭諸費でございますが、100件ということでございまして、後期高齢者の施行によりまして、75歳以上の高齢の方が、そちらへ移ったということで、前年は、433件でありましたが、100件に減少しているという状況でございます。

続きまして、349ページをお願いしたいと思います。3款の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の医療費に対する4割を現役世代が支援するということでの国保分の支援金となっております。

続きまして、4款前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者医療に係る財政調整のため、新たに設けられたもので、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じまして、各保険者が納付金を出資するというものでございます。

一番下の老人保健拠出金でございますが、こちらにつきましては、旧老人保健法による老人医療3月分につきまして、 拠出をするものでございます。

続きまして、351ページをお願いしたいと思います。下の段になりますが、7款の共同事業拠出金につきましては、 1件30万円を超える高額の医療費につきましては、県内全市町村が拠出金を出し合い、それを交付を受けるというものでございます。

続きまして、次の353ページでございますが、特定検診に係る経費ということが主な内容となっております。

次のページをお願いしたいと思います。355ページでございますけれども、こちらの疾病予防費の中で人間ドック 等補助事業とございますが、これにつきましては、対象年齢を35歳以上とし、人間ドックを受けたときに補助をさせ ていただいているというものでございます。

続きまして、次の357ページをお願いしたいと思います。一番下にありますが、直営診療施設勘定繰出金につきましては、国保楢川診療所に関します国庫補助をこの特別会計で受けまして、診療所特別会計に繰り出しているものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。326、327ページをお開きいただきたいと思います。最初に1款国 民健康保険税でございます。この表の一番上の数字でございますけれども、調定額21億1,131万円余に対しまし て、収入額が15億900万円余、収入未済額が5億7,000万円余となっております。徴税事務につきましては収 納課で行っていただいておりますが、私どもといたしましても、未納者に対する納税相談や短期証の発行等により納税 を促しておりますが、全体の収納率は71.50%ということで、昨年に比べ4.7%の低下となっております。なお、 後期高齢者医療制度に6,499人が移動されたということで、先ほど御説明申し上げましたが、それによります減収 は、約4億2,000万円となっております。

続きまして、329ページをお願い申し上げます。中ほどにございます療養給付費等負担金でございますけれども、こちらにつきましては、歳出のときに申し上げましたけれども、それぞれの給付費。あるいは、納付金に対します国庫負担金をいただいているということでございます。

続きまして、331ページをお願いいたします。一番上の普通調整交付金につきましては、全国レベルでの市町村間の不均衡を調整するために交付を受けているものでございます。

中ほどになりますが、療養給付費等交付金でございますが、こちらは、退職被保険者に係るものということで、先ほど申し上げましたけれども、年齢が、昨年から従来の74歳から64歳以下ということで、制度が変わったということで、対象人員が減ったということで大幅な減額となっております。

その下、5 款前期高齢者交付金でございますけれども、こちらにつきましては、前期高齢者医療に係る財政調整を行うために、平成20年度新たに設けられたものということになっております。

続きまして、333ページから335ページにかけてでございますけれども、共同事業交付金でございますが、こちらにつきましては、1件30万円を超える事業費に対する共同事業ということで拠出をして、あるいは、その交付金を受けているというものでございます。

3 3 5 ページの繰入金につきましては、市からの繰入金ということで、昨日一般会計で御説明した内容でございます。 以下は、省略させていただきまして、以上で国保の決算の説明とさせていただきます。

委員長 それでは、委員の皆さまから御質問があれば、お出しいただければと思います。

小野光明委員 国保税の滞納額ですね、5億7,000万円に上るということで、この滞納の圧縮をどうしていくのかということと、単年度収支が減っていく中で、将来の財源はどのように考えているのか、その2点についてお答えください。

市民課長 滞納につきましては、収納課のほうから御説明申し上げますけれども、私のほうからは、国保運営の将来ということで、若干、御説明させていただきたいと思います。国保につきましては、全国的にどこの市町村でも運営に苦労しているわけですが、幸いにも本市では、財政健全化計画によりまして、平成17年度に税率を変えていただき、あるいは、市からの特別繰入金を3年間いただいたということで、現在まで運営をしまして、幸いにも3億円の繰り越しをすることができました。しかし、今後につきましては、単年度で申し上げますと新型インフルエンザの流行であるとか、あるいは、政権交代によります国庫補助がどうなるかと、そういう不透明なものもございますけれども、現時点では、平成22年度も現在のまま国保税等引き上げをせずに乗り切れるのではないかと、私どもでは見ておりますけれども、先ほども申し上げましたように、今後不透明な部分もございますので、また、状況を見ながら研究を進めてまいりまして、必要に応じまして国保運営協議会、あるいは、議会のほうに御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

収納課長 私のほうからは、国保の滞納関係でございますけれども、国保の未納者につきましては、非常に低所得者と言いますか、所得の低い人がいまして、平成18年度の塩尻市の合計ですけれども、65%が200万円以下の所得、全く所得がない人は、そのうちの45%というもので、全体の3割は所得がない、いわゆる税法でいう所得がない人です。それから、滞納者の約80%が、所得が200万円以下の人ということになっております。その内容ですけれども、ほとんど年金のときに、分割納付でしている人だとか、中には住宅ローンが優先して生活に追われているとか、退社をして社保から国保に入ったけれども、全く収入がないから払えないとか、それから、医者にはかからないから、私は払わないという人も中にはいます。それから世帯主課税のために世帯主に納付書が行って、世帯主は社会保険に入っているけれどもという人もいます。その場合には、家庭内で、私は、国保に入ってないので、息子に徴収してくれと、そういう方もいます。うちのほう、市税と一緒に、滞納処分、十分、納税相談をするなら滞納処分に入らさせていただきますけれども、滞納処分によって収入を得たとしても、基本的には、年度の古いものからやっていますけれども、市税に入りまして、国保のほうは、少し、あとというようなケースも多分にありまして、努力しておりますけれども、やはり、そういう納税者が、そういう低層の皆さんが多いために、収納率が低いということでございます。以上です。

小野光明委員 そうすると、滞納の整理が難しいとなると、平成23年度以降は、国保税の引き上げも検討せざるを得ないということでよろしいですか。

市民環境事業部長 先ほど課長のほうからも説明させていただいたわけですけれども、来年の状況等は、ことし、まだ、見極めなければいけないのですけれども、ただ、今、医療費もどんどん伸びているのが、少しずつではありますけれども伸びているのが実情です。先ほどのような生活習慣病のすごく進んでしまってというような状況もあったりして、医療費の状況も厳しいものですから、国保税の値上げも考えざるを得ない時期かなというのは、1つあります。ずっと3カ年の計画の中から、それが終わった時点から同じ状況が続いているわけですけれども、お陰さまで、先ほどの説明のように3カ年計画の中で、なんとか持ち越してきておりますので、今度、国保税の値上げ等を考えなければいけないときには、前回の3年間でやっていただきましたような一般会計からの繰り入れ等も視野に入れて、どのような方法がいいかということで、考えていかなければいけないかなというふうに思いますので、また、課長が申し上げましたように、必要な時期には、御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

副委員長 347ページの出産育児一時金についてですけれども、これを見ますと88件の方の利用があったようですけれども、この制度、前払い制度の、多分、利用があったと思いますけれども、その点について、利用状況ですとか、その制度を使うときの申請のことを教えてください。

市民課長 補佐のほうから御説明させていただきます。

国保年金係長 お答えいたします。平成20年度、受取代理制度を利用した方が54件です。88件に対しまして約6割の方が利用しております。また、この10月からは、受取代理制度が廃止になりまして、直接払い制度が始まるということで、市の広報にも10月1日に周知をしかけています。以上でございます。

副委員長 もう1ついいですか。353ページの健康優良家庭記念品代というものがあるわけですが、これのことについて詳しく、どのような方が、どういう形で選ばれるのかということ。

市民課長 353ページの健康優良家庭記念品代につきましては、1年間、無診療であった世帯に対するものでございまして、単身世帯では1,000円の図書券を、また、複数人数の世帯では 3,000円の図書券をお配りしてお

ります。ちなみに、昨年度につきましては 単身世帯が245世帯 3,000円の複数人員の世帯が43人ということになっております。以上です。

副委員長 この制度はいつから始まっているのか、それと、対象人数はふえているのか、減っているのかということ も、わかりましたら。

市民課長 補佐のほうからお答えしますけれども、たまたま、現在、昨年の分を見ましたけれども、ここで、若干、 増加、年々ふえているというような状況でございます。細かくは、また、補佐のほうから説明します。

国保年金係長 課長が申し上げました平成20年度におきましては、288世帯ということで、若干、減になっております。平成21年度は、387世帯ということで、約100世帯ふえてございます。

この制度につきまして、私ども把握しておりませんので、ちょっとわかりませんけれども、だいぶ前から、この制度 を導入をしているのではないかと思います。よろしいでしょうか。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。ないので、議案第2号の平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。全会一致をもって可決をするべきものと決しました。

議案第4号 平成20年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 続きまして、議案第4号であります。平成20年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査を行います。説明を求めます。

市民課長 それでは、決算書373ページをお開きいただきたいと思います。詳細説明の前に、私のほうから、概要につきまして説明をさせていただきます。決算説明資料につきましては、81、82ページになりますので、お願いしたいと思います。この老人保健制度につきましては、一般会計のときに、若干、ふれさせていただきましたけれども、老人保健制度は、昭和58年度以降、75歳以上の人と65歳以上の一定の障害のある人を対象に医療費の支払いを行ってきましたが、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしたということで、この老人保健制度は廃止されております。ただし、過誤調整処理のためこの特別会計は、平成22年度まで存続することとなっています。平成20年度決算につきましては、平成20年3月の診療分と月遅れ請求分の執行をしたものであり、したがいまして、1カ月分の医療費が主な内容ということで、歳入歳出決算額につきましては、平成19年度決算額が約55億円ございましたので、その10分の1ということで大幅な減少をしております。

また、373ページの一番下段に翌年度歳入繰上充用金と記載してございますけれども、これにつきましては、歳入歳出差引額で、歳入不足となっておりましたので、これは、国庫負担金等の精算が翌年度に行われるというものでありまして、受け入れ不足分につきましては、翌年度の会計から繰上流用をさせていただいているものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。382、383ページをお開きいただきたいと思います。最初に1款医療 諸費でございますが、これは、先ほど国保のときも申し上げましたけれども、入院、外来等に係る費用、あるいは、柔 道整復、コルセット等に係る費用ということで掲載をさせていただいております。

続きます385ページでございますけれども、3款前年度繰上充用金ということでございます。先ほど少し御説明申 し上げましたけれども、少し細かくなりますけれども、前年度繰上充用金につきましては、会計年度の経過後、歳入が 歳出に対して不足する場合につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができるとされております。老人保健特別会計につきましては、単年度精算になっておりますので、交付金や負担金が超過している場合には、償還金として返還し、不足する場合につきましては、先程来 申し上げております繰上充用金が生じてくるものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、歳入に移りますが、378、379ページをお願いしたいと思います。老人保健医療につきましての主な収入につきましては、社会保険や共済組合等の各保険者からの拠出金を基に、支払基金からの医療費交付金、あるいは、国、県、市町村の公費負担によってまかなっているものでありまして、こちらにつきましては、市の負担すべき12分の1の額を計上させていただいているものでございます。

2款の国庫支出金でございますけれども、これにつきましては、先程来、申し上げております国、あるいは、県のそれぞれの負担という係る額でございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは、委員より御質問があればお出しください。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第4号、平成20年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、原 案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号、平成20年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、全 委員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 平成20年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 続きまして、第5号であります。議案第5号、平成20年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。

財政課長 それでは、387ページをお開きいただきたいと思います。この会計につきましては、歳入合計254万6,095円、歳出合計254万5,319円で、歳入歳出差引額は776円の黒字でございました。この会計は、必要な用地の先行取得にあたって、先行取得債を用いて取得するわけでありますけれども、その元利償還金を取り扱うのみの会計でございまして、394、395ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、元金につきましては、230万円、利子につきましては、24万5,319円を償還したものでございまして、この内容につきましては、奈良井の駐車場でございますが、平成16年度に2,610万円で取得したものでございまして、償還は平成26年度までということになってございます。

なお、歳入につきましては、392、393ページのほうにございますけれども、前年度からの繰越金95円と一般 会計からの繰入金254万6,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆さまから御質問があれば。

白木俊嗣委員 いいけれど、こういうような会計、特別会計に残しておかなければいけないわけですか。

財政課長 この用地先行取得債を用いた場合には、特別会計をつくって、この取り扱いを明確にするということになっていますので、一般会計の中で、償還で上げても似たようなものなのですが、似たようというか同じなのですが、そういうふうな決めになっておりますので、償還が済むまではこういう形になります。

委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいですね。

ないようですので、議案第5号、平成20年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案の とおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号、平成20年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については 全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号 平成20年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 続きまして、議案第9号、平成20年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について審議をいたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、国民健康保険楢川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。まず、決算書は463ページからになります。決算説明資料95ページをお開き願いたいと思います。先に年間の患者数ですが、延人数1万2,336人、平成19年度は1万2,272人でしたので、64人の増、0.5%の増となっております。診療日につきましては 238日ということで、平成19年度が241日ですので、3日少なくなっておりますけれども、1日当たりの平均患者は51.8%、平成19年度が50.9%でしたので、そのような感じで、患者数がふえているということになります。

それでは、決算書の468ページをお願いいたします。468、469ページにつきましては、診療所の収入の項目になっておりまして、469ページの上のほうから、その収入が国民健康保険診療報酬並びに社会保険診療報酬、それから、後期高齢者医療診療報酬というぐあいになっております。昨年と違うところは、この真ん中のところの後期高齢者医療報酬が老人保健診療報酬というぐあいになっております。診療報酬につきましては、昨年よりも約243万7,000円減額となっております。

次に、470、471ページをお願いたします。これの3款繰入金になりますけれども、繰入金につきましては、前年よりも595万7,000円増額になっておりまして、一般会計繰入金、それから、国民健康保険事業特別会計繰入金が、それぞれ増額になっております。

続いて474、475ページ、歳出のほうを見ていきたいと思います。このページは、診療所の一般事務管理にあたる経費と人件費となっております。詳細は見ていただければわかりますので、省略をさせていただきます。

続いて、476、477ページですが、こちらのほうは、医療事業費になっておりまして、医師、看護師の人権費と 医薬剤材料費等の診療経費になっております。

それから、478、479ページは、公債費でありますけれども、診療所の起債償還金、合計2,106万9,00 0円を支払ってございます。平成20年度末の起債の未償還残高は、1億30万6,086円になっております。

最後の480ページをごらんいただきますと、楢川診療所の事業特別会計、歳入総額が1億14万1,796円 歳出総額は、9,971万890円 差し引きが43万906円ということでありますので、翌年に繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

委員長 議案第9号の説明をいただきましたので、委員より、質問、御意見等ありましたら、お出しいただければと思います。

白木俊嗣委員 今、聞きそびれたのだけれど、歳入の中で、後期高齢者の診療報酬がどうのこうのと説明していましたね。もう1回してくれますか。

健康づくり課長 前年までは、この後期高齢者医療診療報酬というものが、老人保健のほうからという制度のほうでなっていましたけれども、それが、後期高齢者のほうに変わったということで。

白木俊嗣委員 わかりました。

健康づくり課長いいですか。

委員長 ほかに、よろしいですか。ないようですので、議案第9号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号、平成20年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定 については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 続きまして、議案第10号、平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について行います。説明を求めます。

市民課長 それでは、決算書481ページをお開きいただきたいと思います。決算説明資料97、98ページですので、よろしくお願いしたいと思います。この特別会計は、平成20年4月に創設されました後期高齢者医療制度の運営に要する会計を処理するために新たに設けられたものでございます。この制度の運営につきましては、市町村では、保険証の引き渡し、あるいは、申請や届出の受付事務、あるいは、保険料の徴収事務を行っております。県内すべての市町村が加入いたします長野県後期高齢者医療広域連合では、医療費の支払い、保険料の決定、保険料の賦課などを分担しております。制度導入にあたりましては、住民からは、制度がわかりにくい等との疑問とともに不安が多く寄せられ、また、議会におきましても、多くの御論議をいただく中で経過をいたしましたが、市の広報やホームページへの掲載、あるいは、対象者に対する個別案内、さらに地域や団体等に対して、平成19年度は36回、平成20年度は19回の説明会を開くなど、きめ細やかな広報活動や説明を重ねた結果、当初は多くの問い合わせがございましたが、お陰さまで、最近は、問い合せ等も引きまして、スムーズな運営が図られております。また、スタート後におきましても、国のほうでは、新たに保険料の軽減策であるとか、あるいは、年金天引きからの口座振替の選択制の導入など、たび重なる制度の見直しがございましたが、それぞれPR等に対応してまいりました。なお、平成21年3月末の加入者数は8,058人となっております。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。492、493ページをお開きいただきたいと思います。493ページでございますけれども、まず、総務費でございますけれども、この制度におきましては、先ほど申し上げましたけれども、保険料の徴収は市で行いまして、これを特別会計で受けて、高齢者の広域連合に納付をしているということでございますので、保険料を受ける、あるいは、それを支出する額がほとんどの内容となっております。

1 款総務費の中で、後期高齢者医療事務諸経費で、2 段目でございますが、特別旅費がございますが、こちらにつきましては、塩尻市職員 1 人を広域連合に派遣しておりますので、その職員 1 人分の特別旅費ということでございます。 続きまして、徴収費につきましては、納付書の発送作業等に係る経費が主な内容となっております。 続きまして、495ページでございますけれども、後期高齢者医療広域連合納付金、これは、先ほど申し上げました 市で徴収しました保険料を広域に支払うというもので、徴収した額とあわせまして、一番下にございますが保険料軽減 分につきまして、こちらにつきましては、市の一般会計から特別会計に繰り入れをいただきまして、あわせた額を広域 連合にお支払いをしているという内容でございます。

歳入の御説明を申し上げます。486ページへお戻りいただきたいと思います。487ページの1款後期高齢者医療保険料でございますけれども、こちらにございますように、収納率につきましては、特別徴収、あるいは、普通徴収 あわせまして98.96%という数字になっております。

続きまして、489ページでございますけれども、こちらにつきましては、一般会計でも申し上げました市からの繰入金でございまして、歳出で申し上げましたが、この額を保険料にあわせまして、ストレートに広域連合に納付しているという内容でございますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 議案第10号について、委員の皆さまから御質問があれば、お出しいただきます。

白木俊嗣委員 一般管理費の中の特別旅費というのは、先ほど1人職員をどうのこうのと言ったが、100万円からというものを払っているけれど、これはどういう関係で払うわけですか。

人事課長 人事制度の派遣の関係でございますので、私のほうから御答弁申し上げます。現在、1年間、職員1人を後期高齢者医療広域連合のほうに派遣をしてございます。派遣にあたりましては、通常の給料等は、他の職員と同様にお支払いいたしますが、派遣期間中の旅費という形の中で、長期の研修派遣の場合につきましては、日額旅費というものを支給する制度になってございます。この日額旅費にしがたいまして、12カ月分の旅費を算出いたしまして、これを、そこにあります特別旅費ということで支出しているという内容でございます。以上です。

白木俊嗣委員 日額旅費はいけれど、ひと月いくらというような勘定をするわけですか。あまり、金額が大きいものですから。

人事課長 1日あたり、今、数字を出しますけれども、月7万1,000円。日額旅費といたしまして1日3,580円という単価で、ひと月あたり21日の計算をいたします。これによりますと、ひと月が7万5,180円という額になりまして、これが、通常の月の支払額になりますが、着任時、それから、職を離れる場合の日当、旅費を、これに足し込みまして、トータルで100万円少しくらいという計算になるはずであります。

白木俊嗣委員 具体的には、旅費で、どこへ行く旅費を払っているわけですか。

人事課長 派遣している職員の口座のほうに支払いをしております。

済みません、派遣先は、長野市のほうでございます。失礼いたしました。

白木俊嗣委員 長野市ね。

古畑秀夫委員 関連で、電車賃みたいなものは、どうなっているわけですか。

人事課長 すべて日額旅費のほうでまかなわさせていただいておりますので、本人がこちらに戻る際とかは、その中で扱う形になります。

委員長 ほかに。

ないようですので、議案第10号について、原案のとおり認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号、平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につい

議案第15号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして、条例案件に入っていきたいと思います。議案第15号、塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを審査いたします。説明を求めます。

市民課長 議案関係資料で御説明申し上げますので、10、11ページになりますが、よろしくお願いしたいと思います。提案理由につきましては、健康保険法施行令の一部が改正されたことなどに伴い、国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

2番の概要としまして、2点ございますが、まず、1つ目としまして、国の緊急少子化対策として、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金を暫定措置として35万円から39万円に引き上げるものでございます。なお、本年1月から産科医療補償制度加入機関で出産した場合には、3万円の加算がされておりますので、10月以降に出産された方につきましては、改正されました39万円にこの3万円を加算した42万円が、実際には、支給になることとなります。それと、先ほど、特別会計の審査のときに、副委員長さんからの御質問で、若干、補佐のほうからお答えさせていただいておりますけれども、出産時に要した費用は、現在、一たん、病院窓口でお支払いいただいた後に、御本人に出産育児一時金をお支払いするということが建て前となっておりましたけれども、国のほうで、手元に現金がなくても安心して妊娠出産できる環境をつくるということでの少子化対策としまして、出産育児一時金を保険者のほうから医療機関に直接支払う方式がスタートいたします。これは、希望者によりまして、入院される方につきましては、お金を用意しなくてもお金のやりとりは、国保と病院とでやりあうと、そういうことの制度がスタートいたします。なお、今回、4万円を引き上げますけれども、このうち半額の2万円は国庫補助という形になっております。

続きまして、2点目でございますけれども、現在の国保では、児童福祉施設に入所し、扶養義務者がいない場合には、その医療費につきましては、児童福祉法でまかなわれておりますので、国民健康保険の被保険者資格の適用余外としております。国のほうで、今回、児童福祉法が改正されまして、地域における次世代育成支援としまして、従来の児童福祉施設での集団養育に加えまして、新たな子育て支援サービスとして、ファミリーホームの創設であるとか、あるいは、虐待を受けた子ども等に対する里親制度の充実を図るということでの制度がスタートしたことに伴いまして、これら小規模住居型児童養育施設、あるいは、里親に養育されている扶養義務者のいない児童の医療費につきましても、児童福祉法でまかなわれることとなりますので、新たに国民健康保険の被保険者資格の適用除外ということで、付け加えたというものでございます。

4番の条例の施行日ですけれども、公布の日から施行といたしますけれども、先ほど申し上げました出産育児一時金に係る改正につきましては、この10月1日から施行という形になります。以上です。

委員長 委員の皆さんから御質問があれば。

中野長勲委員 これは、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間ということは、どういうわけですか。

市民課長 先ほども申し上げましたが、これは、国のほうで、当面の間という形の中で、この期限を切ったわけですけれども、改正といたしましては、昭和46年から昭和49年にかけて生まれました第2次ベビーブーム世代が、40歳を前に出産が多くなるのではないかということの中で、少子化対策として期限を切ったという形になっております。

なお、これ以降のあり方につきましては、国の方で引き続き継続するかどうかということで検討されるということになっております。以上です。

白木俊嗣委員 先ほど、聞きそびれてしまって、先ほどの4万円プラスされて41万円だとか何とかという話、もう 1回、言ってくれますか。

市民課長 現在の制度でございますけれども、35万円が支給されまして、1月から産科医療制度に入っている方については、3万円が上乗せになっておりまして、38万円が、実際には、支払われております。その基礎となる35万円が、今回、39万円に引き上げられますので、この39万円に3万円がプラスされまして、実際には、10月以降の出産につきましては42万円が支払われるということになります。

白木俊嗣委員 医療、何ですか。

市民課長 産科医療補償制度の加入医療機関で出産した場合には、3万円をプラスということで、本年1月に条例改正をいただきまして、1月から施行しておりまして、現在、県内の医療機関は全てこの産科医療補償制度に加入しておりますので、県内で出産すれば、間違いなくこれに該当するということになります。

委員長 ほかにありますか。

ないようですので、議案第15号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号、塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全員一致をもちまして、可決すべきものと決しました。

議案第16号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第16号、塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審議します。説明 を求めます。

人事課長 議案関係資料12ページ以降をお願いしたいと思います。この条例につきましては、そのあと、45ページまでのかなりボリュームと内容が複雑になってございまして、今、お手元のほうに、概要をまとめさせていただいたものをお配りしてございます。それと、議案関係資料とあわせてごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしますと、まず、議案関係資料の12ページをお開きいただきたいと思いますが、提案理由といたしまして、国家公務員退職手当法の一部が改正されたということで、私どもの条例も、それにしたがいまして改正するものでございます。お手元にお配りいたしました資料で、これから御説明申し上げたいと思いますが、一応、表裏になってございますので、見づらくて、大変、恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、概要の1番、国家公務員退職手当法が改正されたということでございますが、この法改正の背景について、まず、ふれさせていただきたいと思います。要は、最近、不祥事が多発しているということの中で、平成20年の時点で、国家公務員退職手当の支給の在り方検討会というものが開催されまして、報告書が提出され、それに基づきまして、退職手当法の改正が、昨年12月に改正されまして、本年4月1日からの施行となっておる背景がございます。そもそも、この退職手当の支給に係りまして、現行制度の問題点といたしまして、そこの2番の(1)から(3)までございますが、退職後につきましては、禁錮刑以上に処せられない限り、退職手当が返納させられないという点。それから、懲戒

処分相等の理由があったとしましても、職員が死亡した場合には、支給制限も返納命令もできないという点。それから、 3点目といたしまして、支給する手当額につきまして、一律に支給するか、しない場合は、全くゼロかということになっておりまして、例えば、現行条例第8条とありますが、資料の19ページのほうの新旧対照表の右側のほうになりますけれども、19ページの4行目ほどから第8条というふうにございますが、例えば、こちらの条項の中では、懲戒免職につきましては、全く支給しないのだよというふうな、そのような規定になってございました。資料のほうに、戻っていただきまして、そのようなところの問題点を加味する中で、今回、改正がされたということでございます。

3の主な改正点ということでございますが、(1)といたしまして、退職手当支払の差止め処分の拡大ということで、 退職した職員が、在職期間中に懲戒処分に該当する行為をした疑いが明白な場合、退職手当が支給されていないときに は、その支払いを差し止める処分を行うことができるという内容を新たに規定いたしました。この規定につきましては 改正条例でございますが、新旧対照表の左側の改正案のことを指しておりまして、こちらの13条以後のほうで、その 規定がございます。

また、退職した職員が死亡した場合に、今度、遺族がその退職手当の支給権が発生するわけでございますが、その遺族に対しまして、まだ、退職手当が支払われていない場合、その当該職員の懲戒処分に値する行為が発覚した場合につきましても、今度は、遺族に対する支払いを差し止める処分を行うことができるという内容も新たに規定されました。これにつきましては、新たな条例の13条の第3項ということで、28ページのほうになりますけれども、その内容が書かれております。

(2)といたしまして、返納事由の拡大ということで、先ほど、退職後につきましては、禁錮刑以上に処せられない限りは、退職手当は返納させられないという問題点があるというふうに申し上げました。この点につきまして、返納の事由の拡大が新たにされまして、そこに書いてございますとおり、退職者に退職手当が支払われても、一たん支払われたあとに、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為が明らかになった場合、この場合は、返納をめぐる処分を行うことができるという内容で、新たに規定がされました。ただし、この処分につきましては、5年以内の処分ということで限られておりますけれども、これにつきましては、議案関係資料の32ページのところに、改正条例といたしまして、15条第1項第3号、あるいは、第3項がございますが、こちらが該当してきております。

資料の裏へ行っていただきまして、(3)といたしまして、遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度の創設ということでございます。これにつきましては、先ほどの問題点の中で、死亡した場合には、支給制限の返納命令もできないという問題点から発しまして、こういった制度が新たに創設されたということで、内容といたしましては、まず、死亡退職者の遺族に対しまして退職手当が支払われた後、一たん、遺族に退職手当が支払われたあとに、その職員の懲戒免職処分に相当する非違行為が明らかになった場合、遺族に対して返納を命ずる処分を行うことができると、こういった内容が新たに規定されたものでございます。これにつきましては、新たな条例の34ページになりますけれども、改正条例の16条第1項で規定されております。

また、退職して、本人が6カ月以内に死亡した場合、在職中の非違行為が明らかになった場合につきましては、遺族に対して返納を命ずる処分を行うことができるという内容が新たに規定されました。退職後、6月以内、あるいは、通知以後、6月以内というような条件がございますが、今までなかった新たな規定でございます。これにつきましては、議案関係資料の35ページのほうで、新たな条例17条第1項のほうに、この内容が盛り込まれております。

(4)といたしまして、一部支給制限制度の創設ということで、問題点の(3)のほうで、一律に支給制限返納の対

象としていたわけでございますが、退職手当の支給につきましては、民事の裁判事例も踏まえてということの中で、懲戒免職処分の場合は、当然、全額無支給、支給しないということを原則には変わりないわけでございますが、その非違の程度等に応じまして、一部支給が可能とする内容が盛り込まれたものでございます。これにつきましては、議案関係資料の23ページをお開きいただきたいと思います。今まで、白か黒かというものが、一部支給できるというふうな内容だったものでございますので、1例といたしまして、23ページのほうで、右側の現行部分でございますが、下から6行目のところで、退職手当等は支給しないというふうな言い方になっております。これが左側の部分で、改正後でございますが、一番最後の行、それと、その上の行、退職手当等は全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができるということで、全部または一部を支給というふうな文言が、それぞれの該当する条文それぞれに入ってきております。このような改訂がされております。今のものは、一例でございますが。

それから、資料のほうにお戻りいただきまして、(5)といたしまして、支給制限・返納処分の手続きということで、こういった懲戒処分ごとに相当する非違行為があった場合につきましては、返納命令、あるいは、支給制限をするという形になるわけでございますが、この内容を審議するために退職手当審査会を設けなさいという内容で改正がされました。したがいまして、退職手当の支給制限等、要するに職員の非違行為があとからわかってきたような場合につきましては、その非違行為の内容等を審議しながら、では、全部を支給するのか、支給しないのか、あるいは、半分だけ支給するのか、しないのか。そういったことを、この退職手当審査会で審査いたしまして、内容を検討してもらうというふうなものが新たに規定されました。これにつきましては、新たな条例の議案関係資料の38ページになりますが、第18条第1項、それから、第2項のほうで規定されております。

(6)その他といたしまして、今まで申し上げてまいりました内容が今回の改正の主な改正点でございますが、この 条例改正にあたりまして、全般的に国から示されております参考例をもとに、引用条項 それから、かなり引用条項が 動いておりますので、それと、文言の整備、規定する場所を変えたりというふうな整備を行っております。

あと、議案関係資料の40ページ以降になります。議案関係資料の40ページをお開きいただきたいと思いますが、この条例改正に伴いまして、40ページ以降で、昭和38年、昭和48年、平成18年、それぞれの時点で条例改正が行われておりまして、今、申し上げましたこの3本のもの、40ページ以降になりますけれども、これが、現行、まだ生きている内容のものがございます。それぞれの改正条例につきましても、今回の条例改正に伴いまして、附則のほうで、引用条項、あるいは、文言等を改正してきてございます。

最後に45ページ、議案関係資料の45ページをお開きいただきたいと思いますが、こちらの関係につきましては、特別職の職員等の給与に関する条例、これも、今回の条例改正に伴いまして、次の方法で改正するものでございますが、 先ほど、最後に御説明申し上げました退職手当審査会というものを新たに設置いたしますので、この退職手当審査会が 開催された場合の委員報酬につきまして、こちらの特別職の給与条例のほうに、退職手当審査会の委員を1項目設けま して、規定したものでございます。以上、多岐に渡りまして、大変、わかりづらいかと思いますが、よろしくお願いい たします。

委員長 議案第16号について、委員の皆さまから御質問があれば、お出しください。

小野光明委員 懲戒免職等とあるのですけれど、等は、具体的に言うとどのようなものですか。

人事課長 刑事事件で告訴されたような場合の禁錮以上のものを想定しております。

小野光明委員 告訴、禁錮と言うと、改正概要のほうには、行為をした疑いが明白というと、容疑者段階で適応にな

るということなのですか。済みません、その段階で言うと、今までも、たぶん、例えば、横領関係ですと、本人が否認していても、起訴すると、それが対象になるとか、あると思うのですけれど、刑事事件で言うと、起訴にならないと対象にならない、それとも、裁判で確定しないとならないのか、その辺。

白木俊嗣委員 同じようなことだけれど、要するに係争中というようなものは、1年、2年と続くような場合に、死亡した場合には1年と書いてあるけれど、係争中で解決が出ないようなものが、結構 あると思うのです。退職金を支給しなければいいけれど、支給してしまった場合、1年過ぎてしまうケースも、結構 出てくると思うのです。そういう場合にはどうなるのかなと思って。

人事課長 支給していない場合につきましては、その支給を差し止めるという形になりますし、支給した場合については、今まで、返納させるという規定が、刑事事件の禁錮の場合以外については、なかったものを、一たん、支払ってしまっても、あとから返納させることができるという規定を新たに設けました。ですので、退職したあとに発覚して、しかも、退職金を払ってあったとしましても、返納させられるという内容になります。

白木俊嗣委員 それはわかるけれど、死亡の場合は1年でしょう。それからは、中断になるのかどうかということは。 **委員長** わかりましたか。

人事課長 死亡して1年以内につきましては、処分は行えるということですので、1年たってしまえば、そのあとには、返納命令とかはできないという形になります。

白木俊嗣委員 ある程度で、裁判をかけて係争中で長引かせていると、1年過ぎてしまいますね、簡単に。死亡した 場合に、その家族が裁判をかけてね。

金田興一委員 今の話で、いわゆる時効の中断というのは、この限りではないということですか。例えば、係争中は、 時効の中断をするとか。

人事課長 被疑者死亡というのか、死亡した場合については、裁判とか、係争はその時点で終わってしまうと思うので。

白木俊嗣委員 遺族のほうです。

人事課長 遺族への返還ですか。済みません、確認させてください。

委員長 では、10分間休憩にしますので、その間に。今の点について、しっかりと調べて。できますか。

人事課長 済みません、確認させてください。

委員長 そうですね、確認がいですね。それでは、10分間。

午後3時07分 休憩

午後3時16分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。答弁を求めます。

人事課長 まず、懲戒処分等の等のでございますけれども、議案関係資料22ページの左の欄の後段、11条のところに、定義といたしまして第11条とございます。その(1)のところに懲戒免職等処分という表現がございます。ここで、懲戒免職等処分という文言を定義してございまして、ここに地方公務員法第29条云々とございますけれども、懲戒免職の処分、その他の職員としての身分を失わせる処分ということで、具体的には、禁錮刑以上の刑、それから、懲戒免職の処分を受け、懲戒処分の日から2年を経過しない者、あるいは、特別職になりますけれども、人事委員会、

または、公平委員会の委員の職にあって、重罪犯として刑に処せられた者、こういった者が含まれていることで、等と いう言葉が入っております。

それから、係争中に非違行為をした職員が、時効的なものかどうかという部分でございますけれども、退職金が支払 われていない場合につきましては、差し止めの処分を行うことができますので、差し止めの処分を行いました場合には あとは、差し止めを差し止めない理由が出て来ない限りは、そのまま引き続き、時効というものは、特にございません。

死亡した場合につきましては、死亡した時点でその裁判等が終わってしまいますので、それにつきましては、遺族へ の返還等は求められないというような形になろうかと思います。以上です。

小野光明委員 1点、疑いが明白な場合とあるのですけれど、禁錮だと刑が確定したということですよね。疑いが明白だと容疑者段階でも進められるという解釈ができるのですけれど、そうではないですか。

人事課長 先ほども申し上げましたように、懲戒免職等処分という言葉の定義がありまして、その中で、禁錮という ものもありますけれども、禁錮刑につきましては、裁判の推移によって確定するわけですけれども、懲戒免職に値する かどうかという、要するに、裁判 訴訟されずに職員の中の退職手当審査会のほうで審議するものが、裁判とかでなし に懲戒免職に該当するのかどうかというところで、それが、間違いなく在職中であれば、懲戒免職に相当するだろうと いうものが明らかかどうかという意味と思いますけれど。

小野光明委員 そうすると、ここで言う疑いが明白というものは、刑事院訟法で言う疑いとは違うということですね。 人事課長 それとは違います。

白木俊嗣委員 よく理解できないけれど、本人が死亡して訴訟を起こす場合には、その遺族が起こすでしょう、その 処分に対して不服がある場合には、遺族が裁判を起こした場合にね、その時には。

人事課長 それと、違う。

白木俊嗣委員 先ほどのものとは少し違う。だから、本人は亡くなって、その処分に対して遺族が訴訟なり何なり起こした場合、裁判をしていると、これを見ると1年以内と書いてあるもので。その処分が、裁判だけ見れば、判決が出るまでに1年で済まないで、2年、3年とかかるものが出てくると思うのです。そうした人たちの場合には、返さないでいいということですか。

人事課長 この1年というのは、いわゆる、退職手当審査会として返納の処分を行うことができるのが1年以内ということでございますので、遺族が不服申し立てをした云々というものにつけるということではなくて、要するに、処分を行うほうの処分を行える期間が1年以内と、そういう内容でございます。

委員長 もう少し、しっかり。

人事課長 したがいまして、遺族のほうに返還を求めるのが1年以内ということですので、1年経過後には、返して もらうというか、命令は出せないということになります。

白木俊嗣委員 そうなると、もし、それが事実であるないにかかわらず、その人が退職金を返したくなくて、その遺族が訴訟を起こしたりしてやっている場合には、1年経過したら返さなくてもいいということですね。

要するに、私が思うのは、退職金が支払われる。家族はうれしい。うれしいけれど、それが、要するに、懲戒処分になった場合に、返せという命令が出ても、遺族にしてみれば、私たちはどうしても納得できないからと言って裁判を起こした場合に、1年なり、簡単に過ぎてしまいます。

人事課長 今の白木委員さんの裁判とかというものについて、いわゆる、行政処分の不服申し立てというような部分

になろうかと思います。したがいまして、ここにある1年以内とか、そこの部分には、今回の条例改正にはふれず、また、別次元の話になろうかと思いますので、そういった遺族の状況とか、そういったものを勘案して、退職手当審査会はその処分を決めなさいということが、例えば、資料の34ページのところに第16条というふうにありますが、第16条の8行目あたりから、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般手当の退職手当等の額を一部なり、全部、返納を命ずる処分を行うことができるということで、その辺の実情を推しはかる部分につきましては、退職手当審査会のほうで十分審査しなさいというような内容になっています。したがいまして、その処分に対する不服申し立てにつきましては、この条例とは全く切り離して、行政訴訟とか、そういった部分に移行されていくものというふうに思います。おわかりになったでしょうか。

白木俊嗣委員 よくわからないけれど。

委員長 条例内容、いずれにしても、条例内容の把握というか、理解の関係でありますので、どうでしょう、これ、 改めて認定だけいただいておいて、また、しっかりと担当のほうから説明をいただくということで、いかがですか。よ ろしいですか。ほかに、ございますか。

ないようですので、議案第16号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号、塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第17号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして、議案第17号、塩尻市組織条例の一部を改正する条例であります。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案関係資料46、47、48ページということでお願いをしたいと思います。議案第17号 の塩尻市組織条例の一部を改正する条例でございます。提案理由といたしましては、市民交流センターを開設すること による組織機構の再編ということになります。必要な改正をするものでございます。

概要といたしましては3点ございまして、まず、1点といたしましては、市長の権限に属する事務を分掌するために置く内部組織に市民交流センターを設置し、現行の4部5事業部から4部6事業部とするものでございますし、2つ目といたしましては、市民交流センターの分掌事務を定めるものでございます。主なものといたしましては、そこに記させていただきました3項目にわたるものでございます。

加えて、もう1つ、土地利用計画に関する事務は今まで建設事業部のほうで行っておりましたけれども、総合計画との兼ね合いを勘案いたしまして、協働企画部に所管がえをするものでございます。

条例の改正内容でございますが、47ページ以降の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。新旧対照表の下線部分、アンダーラインを引かせていただいた部分が、今回、改正をする部分でございます。まず、第2条の組織といたしまして、7号に市民交流センターを新たに加えということで、以下、号数を順繰りするものでございます。

分掌事務といたしましては、第3条のところでございます。今回の組織名称を市民交流センターという形を取ったために、第3条の現行部及び事業部という表現をさせていただいておりましたが、市民交流センターにつきましても、部組織でございますので、これを部に統一をさせていただいた部分でございます。

第2号のところの協働企画部、ここに、次ページの建設事業部のところにございました、土地利用計画に関すること

という分掌事務を協働企画部のほうへ移行させていただいたと。さらに、協働企画部に、従来、キとしてございました、 市民との協働のまちづくりの総合調整及び指導援助に関することという文言を、協働のまちづくりに関することという 形に改正をさせていただくものでございます。これにつきましては、48ページ、7号の市民交流センター、新たに設置をさせていただきます市民交流センターでございますが、ここに市民との協働に関することということで、分掌事務として新たに加えさせていただきましたので、協働企画部との区別をしたものでございます。

市民交流センター、2つ目といたしまして、市民交流及び人づくりに関すること。3つ目といたしまして、その他 市民交流センターに関することという文章を書かさせていただいたものでございますし、以下、それぞれ号数を繰り下 げたものでございます。以上でございます。

委員長 議案第17号について、委員の皆さんより御質問があれば。

小野光明委員 市民交流センターは、将来、公設民営ということで、民営に移行していくわけですけれども、民営に移行した場合の位置づけ等は、どうなってくるのですか。

企画課長 市民交流センターの運営内容にかかわるものだと思いますので、準備にあたっております開設準備室長のほうから御答弁させていただきます。

市民交流センター開発準備室長 今、公設市民営の関係で御質問いただきました。公設市民営につきましては、創造会議等を中心に御検討いただきまして、昨年、運営管理方針ということで定めたものでございます。その中で、協働による運営の仕組みということで、公設市民営を出させていただきました。公設市民営のお話なのですが、まず、館のオープンから当分の間につきましては、市が直営をいたします。その後、将来的にのお話でございますが、市民の皆さんの目線を大切にする、あるいは、市民の皆さん自身に運営のノウハウをためていただくと、そういう観点から公設市民営、いわゆる、市民の皆さん、あるいは、市民公益団体等が、この運営を担う、そういった姿を描いているものでございます。当面、する期間につきましては市が直営しますので、機が熟してくる、いわゆる、市民の皆さんのほうで、そういった受けるという体制が整ってきた段階、そういう段階をもって公設市民営に移行していきたい。その経過、途中の間につきましては、市の部分をできるだけ委託をふやしていきながら、市民の皆さんに負っていただく部分をふやしていって、将来的には公設市民営という形を目指していきたいというものでございます。よろしくお願いします。

小野光明委員 そうすると、そうなった段階では、この部は、また、なくなるという認識でいいですか。

企画課長 今、室長のほうから申しましたけれども、市民との協働という形の中で、そういった公設民営の運営をなさる団体の皆さんをサポートするという意味から、その部につきましては、現状のところ、なくなるという想定はしてございません。今井議員のときにもお話をさせていただいたとおり、これからの運営状況を見ながら、あるいは、また、今井議員からも質問をいただいておりました行革という観点から、いろいろな観点から今後の課題となろうかと思います。

小野光明委員 それと、複合施設ということですけれども、センター長になるのか、所長になるのかわかりませんけれども、やはり、文化施設の関係は 公設民営はいいのですが、トップにいる人の考え方で、やはり、良くも悪くもなると思うのです。身近な例で言えば、松本市芸術館などは、その課題だということを言われましたけれども、やはり、名誉館長的に演劇会では有名な串田和美さんがついたことで、地域が演劇のまちづくりというような形で、だいぶ浸透して、新たな方向がきっちりつくりだされたのですけれども、やはり、市民交流センターにも、そういった顧問なり、外部から招いておくことが必要に思うのですけれど、その辺はいかがでしょうか。

企画課長 人事に関することでございますので、私のほうからはお答えにくい部分もございますけれども、そういった考え方もあろうかと思います。ただいま、室長のほうから公設民営というような形の御説明をさせていただきました。 民営の中で、センター長が、そういった外部からの登用がよろしいということになれば、これは、理事者のほうで判断を申し上げて、人事の面で配慮していく内容かというぐあいに理解しております。

総務部長 それでは、人事面の話でございますけれども、塩尻市の市民交流センターにつきましても、松本市の串田 さんに負けないくらいの人材を、今のところ、考えておりますので、当面は、行政が主導でございますので、そういう 職員の中で対応させていただきます。それで、動向を見まして、今、小野委員の御指摘もありましたようなことが、そういう方向が、市民の運営している中で、そういうことで、意見が多くなれば、そのときに考えさせていただきたいというふうに思っています。

小野光明委員 力強いお言葉をいただきましたので、ぜひ、お願いします。

委員長 ほかに。ないようですので、議案第17号について、原案どおり認めることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号、塩尻市組織条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部 を改正する条例

委員長 続きまして、議案第18号、塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営 に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

委員会事務局長 それでは、議案関係資料の49ページをお開きいただきたいと思います。議案第18号の提案理由でございますが、公職選挙法の一部が平成19年2月28日に改正されたことなどに伴い、必要な改正をお願いするものであります。

2つ目の概要でございますが、1といたしまして、市長選挙における選挙運動用のビラの作成に要する費用につきまして、新たに公費負担できることとするものであり、2つ目といたしましては、候補者1人の公費負担の限度額を作成単価、ビラ1枚あたり7円30銭に、作成枚数1万6,000枚以内を乗じた金額であります11万6,800円を公費負担の上限とするものであります。

条例の新旧対照表につきましては、別記で説明させていただきます。

4の条例の施行等でございますが、公布の日から施行し、施行日以後告示される選挙から適用するものでございます。 次のページの新旧対照表をお願いいたします。左側の改正案でございますが、第1条、目的にあります引用条項でございますが、公職選挙法第141条第8項、この引用条項は、県会議員、または、知事、あるいは、市議会の議員、または、長の選挙におきまして、条例で定めるところにより選挙運動用の自動車の使用につきまして、無料とすることができる規定であります。

その次の142条第11項でございますが、これは、今回、新たに加えさせていただいたもので、地方公共団体の長の選挙におきまして、条例で定めるところによりまして、ビラの作成につきまして無料とすることができるというものでございます。

次にあります143条第15項の規定につきましては、選挙運動用のポスターの作成について無料とすることができるというものでございます。

この規定に基づきまして、塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用の自動車の使用、また、塩尻市長選挙に限ります選挙運動用のビラの作成、また、選挙運動用のポスターの作成につきまして、公営に関し必要な事項を定めるというものでございます。なお、右側の現分の中にあります、現行条文の中では下線のあります自動車、あるいは、ポスターとしているものを選挙運動用自動車、あるいは、選挙運動用ポスターということで明確に限定する中で、字句の整理をしておるものでございます。以下、第2条以下の条文においても、これを明確に選挙運動用というものをつけさせていただいております。

なお、第1条の中にありますビラでございますが、この使用できるビラにつきましては、選挙管理委員会に届け出ました2種類以内のビラということで、あわせまして計1万6,000枚以内ということになっております。このビラにつきましては、市の選管が交付いたします証紙を貼り付けなければならないということでございます。

第2条から第6条までの規定につきましては、選挙運動用自動車の公営に係るものでございますので、省略させていただきまして、53ページの第7条、中段にございますが、そちらにお願いしたいと思います。53ページの第7条、選挙運動用ビラの作成の公営でございますが、新たに加えさせていただいたものですが、候補者は、次条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用するということでありますが、この第2条ただし書の規定というものは、選挙運動用自動車の部分で出てきますが、いわゆる立候補者が法定得票数に満たなかった場合、供託金が没収されますが、その際にあっては、その公費負担はないという規定でございます。

次に第8条でございますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額でございますが、この限度額につきましては 候補者1人について7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額ということで、具体的には7円30銭に 1万6,000枚をかけました11万6,800円が、1人あたりの限度額になるということでございます。なお、7 円30銭の根拠でありますが、これは、政令で定めた額ということで、そこからきている金額でございます。

次に、第9条でございますが、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出でございます。第9条ですが、作成業者と有 償契約をし、その届出を委員会に届けるということになります。

次のページをお願いいたします。5 4ページになりますが、第10条、選挙運動用ビラの作成の公費の支払ということでございますが、ここで載せておりますのは、候補者が契約に基づきまして、業者とビラの作成の金額を払う中で、ビラ1枚あたり、単価7円30銭を限度にいたしまして、作成枚数1万6,000枚の範囲内において、ビラの作成業者に対して、市から、その額について支払うというものでございます。したがいまして、作成単価が7円30銭より安価で契約された場合にありましては、業者と契約したその単価となりますし、また、超えた部分ついては、限度額7円30銭の範囲内ということになります。

第11条以下につきましては、選挙運動用ポスターの公営についてのことでございます。字句の整備等をさせていた だいていますが、また、条項を繰り下げしたものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、ビラの規格等でございますが、長さは29.7センチメートル 幅が21センチメートルいうことで、A4版サイズになります。それを超えてはならないというようになっております。また、ビラの頒布につきましては 新聞折り込み、また、政令で定める方法ということで、候補者の選挙事務所内、あるいは、個人演説会の会場内、また、演説

会場の場所に限定されているというものでございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

委員長 それでは、議案18号につきまして、質疑を行います。

白木俊嗣委員 内容はよくわかったけれど、これは、改正が平成19年2月28日に出ているにもかかわらず、なぜ、 今時分になって条例を改正するわけですか。今回でいけば、選挙がなかったからいいけれど、どのようなことがあって 選挙があるかわからないではないですか、これは、もっと早く対応すべきではなかったのですか。

委員会事務局長 この公職選挙法は、平成19年2月28日に改正され、3月22日から施行されているということですが、従来、公職選挙法の中では このマニフェストというものが禁止というか、国政選挙のみに限られているという中で、地方公共団体の長には、はずれておったのですが、平成19年4月の春の統一地方選のときに、これが、頒布できるようになったという中で、当市の市長選につきましては、その前年の平成18年9月に施行されたという中で、この改正が出たあと、今、言う、いつ市長選があるかというと、確かにそのとおりでございますが、他市の状況等、公営するかどうかという部分を見ておったという経過もございますが、その時点でも、それぞれ19市の中の動きも、まだ、次期選挙戦の絡みの中で、当面、考えてないとか、予定していないというような考え方がありまして、当市も、そのような、少し様子見であったというのが実態かと思います。公費負担をしないというところも、現実に、19市の中にもあるわけですが、近年、マニフェストによって選挙の行方が左右される中で、有権者には、政策等選択させる中で、今回、公営負担にして出していきたいということで、提案させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

白木俊嗣委員 内容はよく理解できるのだけれど、ただ、選挙などは、リコールがあったり、解散でも何でもあるもので、やはり、こういうものが出たときには、速やかに改正していかなければ対応できないでしょう。もし、議会が解散なり何なりしたときには、議論のしようがないと思うのです。だから、私とすれば、こういうことが出たときには、速やかに条例改正なり、何なりしていかなければ、まずいのではないかと。

委員会事務局長 十分わかりました。特に、これをながめていたときに、茅野市長選とか、諏訪でしたか、公布されたあと、即、あったのですが、そのときには、まだ、公費負担は、考えていないと、そのような経過もあったことは事実でございます。今、言うような形で、施行されたところで出すべきものであることは、筋ではなかったかというようには考えております。

小野光明委員 作成単価については、政令で定めるところということだったのですけれど、作成枚数の1万6,00 0枚以内という根拠は、どこにあるのでしょうか。

委員会事務局長 これにつきましては、公職選挙法の中に、それぞれの選挙ごとに枚数が定められているものであって、この市長選挙につきましては、1万6,000枚というふうに決められておるものでございます。

小野光明委員 例えば、人口とか戸数とか、そういうものが根拠だとわかるのですけれど、政令だと、そう言われてしまえばそうかなと思うのですけれど、少しピンと来ないのですけれど。

委員会事務局長 いずれにしても、この改正法の中に、都道府県知事の場合は10万枚ですか、ということ、あるいは、指定都市の長にあっては7万枚、あるいは、今の言う、当市みたいな指定都市以外にあっては、1万6,000枚、町村長にあっては5,000枚という形で、法の中で枚数を限定させていただいています。

中野長勲委員 この間、行われた国政選挙では、あのようなポスターという感じでいいわけですか。証紙を貼った。 選挙中に持ち歩いたのは。 **委員会事務局長** A 4 版ですね、この大きさですね。この範囲内。ポスターは、もう少し、どのくらいでしたか。 **中野長勲委員** ポスターという言い方は悪いけれど、選挙中に、候補なり、運動員が、このくらいだね、このようなものを持って、証紙を貼ってあった。それと同じものという感覚でいいわけですね。

委員会事務局長 そうです。

中野長勲委員 それが、国政の場合は何枚ですか。

委員会事務局長 国政は。

中野長勲委員 それは、終わってしまったけれど。いいです、いいです。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、議案第18号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしと認め、議案第18号、塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第38号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員長 続きまして、議案第38号、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といた します。説明を求めます。

人事課長 追加議案の追加の関係資料をお願いしたいと思います。関係資料の1ページになります。塩尻市特別職の 職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、すでに御案内のとおり、二重引き落としに伴いまして、市民へ不信感を抱かせ、大きな混乱を引き起こしたことに関しまして、指揮監督者の責任に対する処分を行うため、市長、副市長及び収入役に支給する 給料の月額を減給することに伴い、その改正をするものであります。

2の概要といたしまして、本年10月、それから、11月に支給いたします三役の月給を次のとおりとするものということで、市長以下、それぞれ、100分の30を減額いたしまして、10月、11月それぞれ、減額分の給料月額の支給となるものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、次の2ページをごらんいただきたいと思います。本法的則のほうで、現在22項までの附則がございますが、その後ろに23項といたしまして、平成21年10月及び11月に支給する、市長 副市長及び収入役の給料は、別表第1の規定にかかわらずということで、別表第1のほうに、市長、副市長の給料月額 それから、収入役につきましては、現在、会計管理者という制度に変わっておりますけれども、収入役在職中につきましては、引き続き従来の条例の規定ということで、改正前の別表第1のほうに収入役の給料月額が載っておりますけれども、その別表第1の規定にかかわらずということで、給料月額から当該給料月額の100分の30に相当する額を減じて得た額とするというものを1項、追加する内容でございます。

4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、議案第38号について、質疑を行います。

古畑秀夫委員 議会の初日の日に市長が総括説明の中で、新聞にも出たわけですけれども、貴重な税金を使うわけにはいかないので、関係者で負担する、簡単に言うと、関係者で、かかった340万円なりを負担するというような説明

をして、新聞にも出たわけですけれど、結果的に、たまたま、処分なり、この条例が通ると、390万円くらいということで、それをオーバーする形にはなるわけだけれど、間違えた人なり関係者が、それを全部、税金を使わないで処理をする、これも結果的には、税金は、一たんは、取りあえずは使うのでしょう、これは。使わなくては、できない話で、個人が出す話ではないもので。あのような言い方というのは、ちょっと間違いだと思うし、それでは、何千万円、何億円というものまで、みんな、関係者が負担するかという、今後の問題などもあるので、その辺のところについての真意と言いますか、考え方をお聞きしたいと思います。

人事課長 報道等によりまして、具体的な、今回の事務処理ミスに伴います必要以上の公費の支出、あるいは、減給処分に伴います、その減給の額等の報道がなされているところは、御案内のとおりでございます。私ども、今回の条例につきましては、理事者の、先ほど申しましたような、いわゆる、市の最高の指揮監督者に対しまして、今回のこういった事務処理ミスによりまして社会的影響が非常に大きいという中での、改正の条例案でございますが、一般職の職員の処分につきましては、賞罰委員会の答申を経まして、先般、関係職員の処分を行ったところであります。問題は、その処分の内容、懲戒処分の内容をどのようなレベルで処分を行うのかというところが、賞罰委員会の中でも、当然、議論になりまして、結果として、必要以上の市費の持ち出し云々の額がどうとかということではなしに、今回の事務処理の不適切さが社会的影響を、どの程度、影響を及ぼしているかという視点から、10分の1の減給処分を1カ月ないし3カ月というふうな処分決定をした次第であります。したがいまして、結果として、今回、提案を申し上げております理事者の減額のトータル、あるいは、一般職の関係職員の減額となったトータルの額が、ほぼ、似たような額になったという。これは、あくまでも結果論でございますので、私どもは、懲戒処分の主旨にしたがいまして、あるいは、各項の処分の内容、あるいは、全国的な、なかなか似たような処分の事例というものはないわけなのですが、そういったものを社会的な影響とかち合わせる中で、最終的に、一般職につきましては10分の1の減額を1カ月ないし3カ月の処分といたしたものでございます。以上です。

古畑秀夫委員 処分の中身のこと云々というよりも、市長が、あのような場で、貴重な税金を使わないと。確かに、市民は、このミスをしてということで怒っているわけですから、気持ち的にはわかるけれども、そういうことでの税金は使わないというようなことを言明して、今後のところ、今の話では結果的には関係ないみたいな言い方をしているものの、あのような言い方をされてしまうと、いろいろと今後のこともあるので、その辺のところについての考え方を少し聞きたいと思います。

白木俊嗣委員 関連で。市長が議会の本会議であのようなことを言ったということは、処分と切り離して、私は、やるべきものだと思います。処分は処分であって。市長が、税金を使わないでやると言えば、そのかかった経費についてはその関係のものが負担をする。みんな、そういう理解をしていると思います。そうではないですか。

総務部長 私も処分を受けたほうなものですから、何ともお答えが難しいのですけれども、市長が、税金を使わないでしたいということは、それほど、税金ということに対して、二重に引いたという重きが、非常にあったというふうに、私は推測しています。だから、それだけ、またさらに、市として口座振替を推進している、それを間違えたということが非常に問題だということで、そういう言葉を発したのだというふうには解釈しています。

古畑秀夫委員 いずれにしても340万円という税金は使うということでしょう。

人事課長 3 4 0 万円の中身につきましては、実際に、通常でしたら、お詫びの郵送とか郵便を使うという必要は全くなかったわけなので、そういった、今回の事務処理ミスに伴いまして郵便等で必要とされた郵便代、あるいは、封筒

代、それから、口座振替を二重三重に必要となった部分の手数料、こういったものを積み上げたものが340万円くらいになるという内容でございます。

古畑秀夫委員 使うということなもので、市長が言っている意味では、使わないみたいな、今、白木委員が言うように、使わないっていうような言い方に取れる。結果として、こういう処分なり、条例改正によって、340万円をみて、それは、結果的には、市の負担は、長い目で見たときには、ないということだと思うのです。処分の昇給延伸とか、退職金とか、いろいろなことまでの金額だと思うので。その辺のところは、あのような言い方というのは慎んでもらいたいと思いますけれど、気持ちはわかるけれど。

白木俊嗣委員 それは、だけれど、処分と負担は別です、これは。市長が、あれだけ言っているのだから。減給なりなんなりしたからと言って、それで済まされる、あのような発言とかは、全然、意味が違うと思います。

それと、もう1つ私が思うことは、職員の処分の中でも、手落ちがあると思います、この処分も。私も、何回か言ったけれど、収入役も処分されているからいいけれど、要するに、収入役も、個人感情で、職員が、そうは言っても、仕事の流れの中では、それなりに担当の課長なり何なりが処分されないで、それは、おかしくないですか。その段階でチェックしていれば、こういう問題は起きなかった。収入役も、一番始めに、あのようなことを言ったけれど、あのような発言を聞いていても、要するに、早く言えば、事務当局の責任者が自分の職務を遂行しないで、チェックなり何なりをしなかったからあのような問題が起きたと思うのです。だから、その職員まで処分しないで、これだけの処分だけで終わらせておくのは、私はおかしいと思います。おかしいと思いませんか。

総務部長 私も、先ほども言いましたように、職員の賞罰委員会の採決の際には退席をしなくてはいけないものですから、この件については、私が答えるのは適切かどうかわかりませんけれども、そういうことで、一応、総務部収納課は総務部の主管でございますので、担当の部長、課長 係長、担当者と、こういうお話でございまして、あと、三役につきましては、先ほども言いましたけれども、税金という非常に市税の中枢の貴重な税金でございますので、そういうことで間違えたということで、判断をさせてもらったということでございますのでお願いします。

白木俊嗣委員 この前の、私は、横領があったときにも言った。そのとき、担当が、会計課長が、収入役に決裁などを受けないで、その場で小為替でも何でも裏書きするわけです、収入役の代行で。その段階できちんとチェックしておけば、あのような問題は起こらなかったと思う。今度の問題だって、要するに銀行へ、収入役くらいつうつうだったら、収入役の決裁をあおがないでやるとしても、それは、収入役の立場になってやるべき職務だと思うのです。その担当職員が処分されないなどということは、私は理解できない。今の2つの問題、市長が言ったことと実際の処分の問題。処分と負担は別だから。これは、だけど、もう一度検討すべきものだと思います。

委員長 ということは、いわゆる、あれですか。

白木俊嗣委員 私の言っていることは、間違ってないと思うのです。職務というのは、そうあるべきものだと思う、 私は。市長なり、収入役なり、助役のかわりで、部長たちも、みんな、決裁しているのでしょう。決裁するからには、 専決処分だ、何だかんだとするけれど、それは だけれど、市長だって、そういう立場に立っての決裁なもので、それ をやった以上、やった担当職員というのは、当然、処罰されるべきものです。

委員長 いわゆる、この条例に対する、1つの賛否という中での評価ですね、その辺はどのようにお考えですか。 **白木俊嗣委員** その賛否については、私は、理解できないと言っている。

委員長 ということは、いわゆる。

中野長勲委員 特別職のこの処分というか、担当職員の懲罰というのは、わかっているわけですか。

人事課長 直接の事務担当者が月給10分の1、3カ月。上司であります課長、係長が、それぞれ10分の1、2カ月。総務部長が10分の1、1カ月、という内容でございます。白木委員さんのほうから、会計ルートの処分というふうな御指摘かと思います。私ども、一応、懲罰委員会のほうの諮問にあたりまして、懲罰委員会の事務局も担当しておりますので、関係職員の処分の案的なものを作成する中で、会計ルートにつきましては、いわゆる、地方自治法のほうで会計管理者が確認する会計事務の範囲というものが決まっておりまして、その中で、いわゆる、収納以前の、例えば、納税通知書ですとか、調定事務等は、会計事務には含まれないというふうな部分がございまして、こういったところから、一般職の関係職員の処分につきましては、収納課ルートの処分のみというふうな案を作成して、懲罰委員会にはかったところであります。以上です。

中野長勲委員 この減給、減額については、この前、教えてもらったけれど、これだけでなく、やはり、退職金、それから、年金というか、そういったものにも、やはり、関係してくるわけですね。その辺のところ。

人事課長 今回の減給の10分の1というものは、直接、基本給の部分に係る部分でございます。減給の懲戒処分をされた職員につきましては、このあとの勤勉手当、それから、現在は、毎年1月の1回のみの、いわゆる、昇給という時期がございますけれども、この勤勉手当と、いわゆる、定期昇給のほうにつきましても、懲戒処分の内容によりまして、通常でしたら昇給する部分が昇給しなかったりとか、あるいは、手当につきましては、成績率でのカットがあるとか、そういった部分にも影響いたします。したがいまして、いわゆる、定期昇給の部分が押えられたという形になりますと、今後、本人の頑張りいかんでは、人よりも定期昇給が多いという状況は、当然、ありますけれども、今回の昇給しなかった部分につきましては、これは、ずっと引き続くような形になりますので、そういったところも含めて、一応減額、今回の減給処分に伴って、その減額となる額を試算してございます。以上です。

中野長勲委員わかりました。

白木俊嗣委員 今、課長が、会計事務に含まれないという言い方をしたけれど、では、会計事務に含まれないのだったなら、銀行なり何なりにする通知書を、収入役名で出さなければいいではないですか。税務課の担当の課長なり、部長の名前で出せば。この前も全協でも言ったけれど、すべての収入、入ってくるものについては、収入役の責任で、みんなやるべきことであって、それを補佐する職員がいる以上は、会計事務に含まれないというのは、だめです、それは。

委員長 答弁は、ありますか。

会計課長 収入役の名前で出していたということなのですが、それは、本当は、収納というのは市長部局の仕事でして、私ども、収入役名云々というものは 確認できなくていけなかったのですが、すべて、今現在、市長名で出しているものもあるものですから、ある程度、担当はすべて市長名で変えるようにいたしました。

古厩圭吾委員 今、議案として提案されているのは議案第38号で、議案第38号は、いわゆる、管理職、市長 副市長、収入役のそれぞれに対する、その責任、処分ということが、まず、はかられるということだと思うのです。当然、関連して、職員に係る懲罰対象の結果としてどうなのかということも、当然、指摘はあるけれども、この段階で、ここで決定しなければいけないのは、この方向でいいとするのかどうなのかということが、まず原点なもので、そちらをやって、いろいろな意見が出ていることは、今、理事者はじめいらっしゃるので、よくそれを踏まえていろいろな形で活かしてもらうという、それしか、仕方がないのでは、これは。

委員長 いわゆる、この条例に関して、賛成なのか、反対なのかという場面だと思うのです。ですから、もしこれが

反対ということであれば、採決をしなければならないということなものですから、その点に関して、いかがですか。

白木俊嗣委員 今、言うとおり、これは、切り離して考えるべきものだと思う。それは、私も理解するけれど、ただ、そういうような話が出ているもので、要するに、市長の、税金であれしたものは何とかするような発言をしているもので、これをそれに変えるというような考えで減給するのだったら、それは少し問題があると、私は思う。だけれど、素直にこれを処分として、これだけのものを減給するのだったら、それは反対はしない。

委員長 そうすれば、その件に関しては、申し入れか何かするような方向でもっていきますか。いわゆる、委員の考え方を。

白木俊嗣委員 要するに、これは、条例なもので、条例でやってくれればいい。ただ、そのほかに、職員の処分だとかいろいろあるので、それは、この委員会で、出された文書については、別で議論をしてほしいと思うということです。

委員長 それは、別の機会ということで。

白木俊嗣委員 こういう機会なもので。

委員長 ここでやるということですか。

白木俊嗣委員 やってほしいと思う、私は。

委員長 それでは、取りあえず、この議案第38号に関して採決だけをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。反対意見は、あえてはないということでありますので、議案第38号に関しまして原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしと認め、議案第38号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。 それでは、それに関しては、のちでいいですか。今、このまま続けて。

〔「議案をやって」という声あり〕

委員長 やってからでね。

議案第22号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について

委員長 続きまして、事件案件に移ります。議案第22号、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。説明を求めます。

庶務課長 議案第22号、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少につきまして、説明をいたします。 提案理由でございますけれども、長野県市町村自治振興組合管理者から同組合を組織する市町村数の減少につきまして 協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、信州新町、それから、中条村が平成22年1月1日に合併するということに伴いまして、平成21年12月31日をもって、長野県市町村自治振興組合から脱退するということで、組合の組織数が減少するものでありますので、お願いをいたします。以上でございます。

委員長 議案第22号について質疑を行います。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第22号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号について、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少については 全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少について

委員長 続きまして、議案第23号、長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 71ページをお願いしたいと思います。長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少についてということで、提案理由でございますが、本市が加入しております長野県後期高齢者医療広域連合長から協議を求められました同広域連合を組織する地方公共団体数の減少につきまして、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

2つ目としまして、概要といたしまして、この広域連合を組織する地方公共団体数が市町村の合併により減少するものということで、1つ目としまして、平成21年3月31日に下伊那郡清内路村が同郡阿智村に編入されたこと、2つ目としまして、平成22年1月1日に上水内郡信州新町及び同郡中条村が長野市に編入することによるものであります。なお、この提案につきましては、県内すべての市町村議会の、この9月定例会に同様の議案が審議されておりますので申し添えたいと思います。以上です。

委員長 議案第23号について質疑を行いたいと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。ないようですので、議案第23号については、全員一致をもって可決するべきものと決しました。

議案第24号 両小野国保病院組合規約の変更について

委員長 続きまして、議案第24号、両小野国保病院組合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。 **健康づくり課長** 72ページをごらんいただきたいと思いますけれども、提案理由につきましては、両小野国保病院管理組合者から協議を求められた同組合の規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、両小野国保診療所事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、必要な改正をするものです。右のページのほうにきちんとした表がありますけれども、今まで12条がありましたけれども、最後のほうに13条といたしまして、この組合の診療所事業に、地方公営企業法第2条第3項の規定により、同条第2項に規定する財務規定等を適用するということであります。

規約の施行等につきましては、許可の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものです。なお、この規約につきましては、前回6月定例会に両小野国保診療所の開設について議案として提案させていただき、お認めいただきましたけれども、診療所の会計事務の処理につきまして、今までと同じように処理したい旨、両小野国保病院組合管理者から協議を求められましたので、今回、提出させていただきました。同理可におきましても、9月の議会で提案させていただいておりますので、議決後は、県知事の許可を得るものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

委員長 議案第24号について質疑を行います。

白木俊嗣委員 これは、4月にさかのぼって、こういうことができるわけですか。

健康づくり課長 現在も財務会計処理をそのまま続けておりますので、さかのぼってやっていきたいという旨、話を受けております。

白木俊嗣委員 意地悪を言うわけではないけれど、段取りからいけば、小さいことだけれど、きちんと決めておかなければ、いけないことです。

市民環境事業部長 申し訳ありません。県のほうと相談する中で決めておりまして、6月には字句等の改正だけでいいということで進んでいったわけですけれども、いざ、経理のほうのときに、県のほうから、病院ですと、地方公営企業法でいくのが基本なのですけれど、診療所になった場合は、どちらか選択しなければいけないというものがありまして、それを規約にうたわなければいけないということで御指導をいただきました。今、委員さんがおっしゃられるように、確かに前に決めておかなければいけないことは当然ですが、大変、申し訳ありませんが、県のほうも4月1日にさかのぼってでいいということで了解を得てというか、そういう御指導をいただいてやっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

白木俊嗣委員 県の指導と言うと、また、言いたくなるのです。県の指導が後手の指導をしたのでは指導にならないではないですか。よくわかったからいいけれど。だけど、あえて、言うときは、気をつけて言ってもらわないと。意外とものを言いたいほうだから。

市民環境事業部長 済みません。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案第24号、両小野国保病院組合規約の変更について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、 9款消防費

委員長 続きまして、議案第31号、平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費についてでございます。説明を求めます。

財政課長 それでは、一般会計補正予算(第3号)をお願いいたします。まず、歳出のほうから、21、22ページのほうからお願いをしたいと思います。財産管理費の積立金でございますけれども、地方財政法第7条の規定によりまして、繰越金の2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てるものでございます。実質収支が2億4,259万円余でございましたので、半分強の1億2,200万円を積み立てるものでございます。以上でございます。

市民課長 続きまして、3項戸籍住民基本台帳費につきましてお願いしたいと思います。本市の戸籍の中には、すでに死亡していると思われます所在不明の高齢者が残されておりますので、その整理を行うための臨時職員採用に係る補正をお願いするものです。なお、この補正に対します予算につきましては、緊急雇用創出事業として、全額 県から支払われることとなっておりますので、お願いをしたいと思います。以上です。

健康づくり課長 25、26ページをごらんいただきたいと思います。衛生費になりますけれども、保健衛生費の中

の健康増進事業になりますが、この中で、臨時職員以下ありますけれども、国の補正予算によります女性特有のがん対 策事業、乳がん、子宮がんの取り組みを進めるために、早期発見、早期治療を目的としたがん検診の受診率の向上を図 るために計上させていただきました。

そのほか、県の自殺対策研究調査事業に取り組み、自殺防止啓発の人材育成のための事業を実施するために、印刷費ほか、講師の謝礼を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、27、28ページをごらんいただきたいと思います。母子保健事業につきまして、今まで、妊婦一般健康診査につきましては、平成20年度は5回、平成21年度は14回ということで、すべて公費負担ということになりました。この制度の導入に伴い、県内は相互乗り入れが可能ということになりまして、今年度より県外受診をした場合は、公平に助成することとなったということで、今まで委託料に計上してありました金額を助成金という項目に変えるということで、特に予算は計上されておりませんけれども、科目の変更というようなことでお願いしたいと思います。以上です。

消防防災課長 引き続き33、34ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費の補正をお願いしたいものでございます。補正額につきましては73万1,000円でございます。この補正につきましては、5月8月、須坂市で開催をされました長野県ポンプ操法大会に本市から宗賀分団第3部1チームが出場しておりまして、これに伴うものの補正をお願いするものでございます。補正の内容といたしましては、説明書きをお願いしたいと思います。消防団諸経費の中の43万1,000円でございますが、主なものといたしましては、備品購入費ということで、訓練用のホース、それから、吸管をお願いするものでございます。

それから、消防交付金、これにつきましては、大会出場に伴う部への交付金30万円でございます。以上です。

財政課長 歳入をお願いいたしますが、11、12ページからお願いをいたします。その前に、ただいま、資料をお 配りいたしましたが、今回の補正の主なものの1つといたしまして、6月に国の補正に伴います経済危機対策闘時交付 金の充当事業の計上をさせていただきました。 しかしながら、その後、もう1つ、公共投資臨時交付金というものがご ざいまして、それに該当するものが出てまいりましたので、そうしたものの組みかえ等々が煩雑になっておりますので、 この表で、まず、御説明申し上げたいと思いますが、左側の上の表が6月にお願いをいたしました経済危機対策の臨時 交付金です。これが、簡単に言わせていただければ、自由に使わさせていただけるお金でありまして、その当時で、も う 1 つの公共投資臨時交付金というのは、国の免除に基づいて取り組むものでありますけれども、その実態が、あまり 明確になっておりませんでして、取りあえず経済危機のほうへ振り向けたということでございますが、ごらんいただき ますように、中ほどの列でございますが、経済危機対策臨時交付金として一番下に4億2,600万円。これが、私ど もへの交付額でございまして、こういう割り振りをいたしましたが、番号で言いますと6、7、8番の学校関係での耐 震関係等について、この時点では、国のほかにあります補助金と、安全・安心な学校づくりの補助金と、交付金と、こ の経済危機交付金を使わせていただいたのですが、下のほうの表をごらんいただきますように、例えば、丘中学校の耐 震改修で申し上げますと、公共投資臨時交付金、もう一方にありましたものの充当が可能となったということで、補助 金は、従来の補助金、その他、国庫補助金ですけれど、これは若干変わっておりますけれども、このほかに、公共投資 の臨時交付金を充当いたしまして、経済危機対策臨時交付金は使いやすいものですから、できるだけこれを落していっ たと、こういう振りかえをしてございます。その差額が、一番下にありますように、6月で4億2,600万円を、丸々、 受領いたしましたが、その後、それを公共投資のほうへ振り向けたために、1億5,233万1,000円が、枠が生 じました、経済危機対策の。今回、そこへ、右側にあります事業を充当と言いますか、これを新たに加えさせていただきたいということでございまして、左側にあります財源の組みかえ、そして、その右側にあります新たな追加というものがごっちゃになっておりますので、少しわかりにくいかと思いますが、例を引いて申し上げたいと思いますが、12ページの中ほどより下のところに、予算書のほうです、地域活性化・経済危機対策闘寺交付金、吉田原保育園駐車場の整備ということで2,977万8,000円がございますけれども、ちょっと、突き合わせてごらんいただきたいのですが、資料のほうのNO.5、ここに保育所改善の吉田原保育所の関係がございまして、ここに新たに経済危機対策で2,977万8,000円、この内容が載っております。また、予算書のほうのその下の保育所運営等の関係では、ただいまの資料の10番、11番が一緒になっておりまして、経済危機交付金としてデジタルテレビの改修とか、インフルエンザの保育所の関係で680万1,000円、その下の児童館の80万7,000円と一緒になって、760万8,000円です。これが、予算書には一括して計上させていただいておりますし、一番下のいきいき経済創出事業で、これがプレミアム付き商品券の2度目の発行に係るものですけれども、これが2,993万円でございますが、今の表の3番目にその事業費が計上されております。

また、予算書のほうをめくっていただきまして、一番上の道路改良関係にも充当したいということで、1,781万3,000円につきましては同じく表の4番に掲載してございますが、これは、事業費としては2,500万円を予定しておりますので、残りの700万円につきましては、一般財源と、こういうことになるということでございます。

その次の特に学校の関係が複雑になっておりますけれども、一番上の理科教育施設の関係につきましては、今の資料のほうの表の7番目に該当してきておりまして、その他の国庫補助金として380万円がそこに出ておりますし、資料のほうのその隣、経済危機対策臨時交付金の1,073万円は、予算書のほうへ戻っていただきますけれども、2行飛んだところに小学校の教育設備380万円と、少し下っていただきまして小学校の図書整備、これが一緒になっておりまして、この693万円とあわさったものが1,073万円ということでございまして、ほかにいろいろございますけれども、この内容はこういうところに示されておりますので、また、資料等をよくごらんをいただきたいと思います。

それでは、一般的なものについて申し上げますけれども、戻っていただいて12ページになりますが、まず、市単農業農村基盤整備事業分担金でございますけれども、これも経済危機対策の関係で、農地有効利用支援整備事業分として、これも経済対策事業として取り組んでございますけれども、これに振り向けた分の地元負担金10%分でございますが、89万円。

その下の母子生活支援施設措置費等負担金につきましては、助産施設への入所に係る措置費でございまして、費用4 0万円ほど措置費を見込んでございますけれども、個人負担が約8万円でございまして、これを除いた32万円の2分の1が国、この16万円です。そのほかの4分の1ずつは、県と市と、こういうものでございます。

次の子育て応援特別手当補助金でございますけれども、これは、就学前3カ年にある子どもを持つ世帯に対して1人あたり3万6,000円が給付されるものでございますけれども、1,700世帯 1,900人の見込みということでございます。

また、その下のセーフティネット支援対策等事業費補助金につきましては、内容が2つございまして、1つには、生活保護の面接相談員の設置に伴う補助金が160万5,000円。それと生活保護扶助費ということで、住宅手当緊急特別措置事業ということで、2年以内に失業した人で能力と働く意欲のある人でありまして、なおかつ、住宅を失業によって喪失するか、または、喪失するおそれのある方に対する補助でございますが、これが1,189万5,000円

と、この二立ての内容となっております。

説明したところは飛びますが、その下の疾病予防対策事業費等補助金でございますが、これは、1,088万2,000円でございます。これは、国において子宮がん、あるいは、乳がんの検診の無料化を進めるということへの補助でございまして、子宮がんの該当する年齢は、20、25、35、40歳の方に無料化したいということ。また、乳がんでは、40、45、50、55、60歳の方の乳がん検診について無料にするための補助金でございます。

また、次の自然環境整備支援事業補助金につきましては、鳥居峠のルートを、歩道でございますけれども、遊歩道の整備に要する補助金でございます。

めくっていただきまして14ページの2つ目に、これも地域活性化・公共投資臨時交付金でございますけれども、これは、特別会計のほうで、雨水排水の関係で、国道19号の跨線橋の西、交差点の部分を推進工法で実施いたしますけれども、それが対象になりまして、一たん、市のほうで受けて、繰出金で、これをそのまま下水道関係のほうへ出している、こういう内容のものでございます。

あと、めくっていただきまして、16ページのほうになりますけれども、母子生活支援施設措置費等負担金については、先ほど申し上げたとおりの県の4分の1の分でございます。

また、その下の障害児を育てる地域の支援体制整備事業補助金につきましては、元気っこ応援事業の中で、交流スペースの確保のための補助金が75万円ついたものでございますし、その下については、共同作業所楢川、宗賀、マシュマロ、野村共同作業所等4カ所分についての支援事業補助金でございます。

また、その下の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、県の自殺対策事業として交付されるものでございまして、これが19万8,000円。

その下、ふるさと雇用再生特別事業補助金につきましては、内容が2つございますが、1つには、不況対策特別経営相談員の設置、これは商工会議所に設置いたしますが、これが175万5,000円。また、木曽漆器の伝統技術承継支援事業ということで、木曽漆器のPR等に努めるために1人、補助員を雇用するということで、これが176万5,000円でございます。

その下の緊急雇用創出事業補助金につきましては、戸籍住民基本台帳の整備ですとか、生活保護の面接相談員の相談 業務のために人を雇うということで、全部で8件でございますが、778万円であります。

あと、合併特例交付金については、図書館のサービス構築事業ということで200万円上乗せになりまして、これで 3 , 200万円で確定ということでございます。

めくっていただいて、18ページですが、寄附金の関係では土木費寄附金で、株式会社サンコーさんの45周年記念ということで、広丘駅前の広場の整備のためにということで、10万円をいただいておりますし、社会教育費の寄附金としては、笠原泰山先生から、図書館の蔵書用にということで20万円をいただいてございます。

また、その下の前年度繰越金につきましては、実質収支2億4,200万円余ございましたけれども、財源調整として1億3,100万円余をここで充当させていただくものであります。

その下の市有物件共済金につきましては、昨年度、焼失いたしました平出遺跡の復元家屋について、これが、共済金が支給となったものでございまして、2,437万円でございます。

あと、主なものとしましては、1つ飛びますが農地有効利用支援整備事業補助金ということで、これは経済危機対策の関係になりますが、国から長土連を通じて支給になるものでございまして、農地の有効利用、先ほど申し上げました

が、整備事業に充当するものであります。

あと、保証料補給金返還金として300万円が入るということでございます。

あと、20ページのほうでは、先ほど申し上げましたそれぞれの組みかえ等の関係で、公共投資臨時交付金の裏には 起債が可能となりますので、そういった関係で新たに起債をおろさせていただくものでございます。

5ページをお願いしたいと思いますが、第2表債務負担行為の補正でございまして、追加をさせていただきたいと思いますが、6月の塩尻北部での降ひょう、あるいは、霜による災害等に対応しまして、農業振興資金融資あっせん規則に基づきまして利子補給をいたすもので、平成26年までの間で限度額が381万7,000円で設定をさせていただきたいものであります。

6、7ページのほうにつきましては、地方債の補正でございますが、変更として国土保全特別対策事業で、当初 予定しておりました 1 , 3 5 0 万円につきましては、先程来、申し上げております農地有効利用の支援整備事業への振りかえがございまして、8 0 0 万円の減額でございますし、その他、追加分につきましては、申し上げますとおり、予算の振りかえに伴う起債の追加でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 議案第31号につきまして、質疑を行います。 ございませんか。

ないようですので、議案第31号について、原案のとおり認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号、平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般 歳出2款 総務費、4款衛生費、9款消防費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 続きまして、議案第32号、平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第32号、平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,348万4,000円を追加するものであります。

歳出から御説明申し上げます。 9、10ページをお願いしたいと思います。 2款保険給付費のうち、4項出産育児諸費につきましては、先ほどの議案第15号の国保条例の一部改正で御説明申し上げましたけれども、出産育児一時金の10月からの4万円引き上げ分のうち半額の2万円が国庫補助となりますので、財源を一般会計から組みかえるものということで、40人を見込んだものでございます。

続きまして、6款介護納付金につきましては、介護従事者の処遇改善のために介護報酬が3%アップされたことに伴いまして、本来であれば、国保分の介護納付金が引き上げられるべきところでありますけれども、負担軽減のため、2年間に限り国庫補助となるため、また、財源を一般会計から組みかえるものでございます。

続きます10款諸支出金につきましては、交付金 あるいは、国庫支出金の確定に伴いまして、精算をするものでございます。

11款予備費につきましては、今回、補正の歳入、歳出、構成額の3項を予備費に計上しまして、歳入歳出同額とあわせるものでございます。

戻っていただきまして、7、8ページ、歳入をお願いしたいと思います。3款国庫支出金でございますけれども、1

項の国庫負担金につきましては、特定検診に対します平成20年度の交付金の追加交付に伴うものでございます。

2項国庫補助金の3目臨時特例交付金につきましては、先ほど歳出で申し上げました介護報酬の引き上げに伴う負担 軽減のための交付金が来るものでございます。

4目出産育児―時金補助金につきましても、先ほど申し上げました、増額される4万円のうちの2分の1の2万円が 国庫補助で来るというものでございます。

9 款繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴うものでございまして、1 目の療養給付費等交付金繰越金につきましては、前年度の繰越金ということで、償還額が発生しているものでございます。

その他の額につきまして、当初予算で計上しました金額を差し引きまして、前年度繰越金として追加をお願いするものであります。以上であります。

委員長 議案第32号につきまして質疑を行います。

ないようですので、議案第32号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第32号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 続きまして、議案第34号、平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第1号) を行います。

健康づくり課長 楢川診療所の事業特別会計の補正予算でありますけれども、これにつきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万9,000円を追加し 歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,850万7,000円とするものです。

歳出の内容を説明させていただきたいと思いますので、10ページをごらんいただきたいと思います。10ページのところに総務費、施設管理費とありまして、一般管理事務費の中で営繕修繕料17万7,000円とあります。これは、各種定期点検のときに業者から早期に修理をしたほうがいいというぐあいに指摘をされましたものでありまして、営繕修繕料の中にはボイラーの修理が入っております。

それから、2番目の医業費のほうでありますけれども、これは、備品修繕ということになっておりますけれども、これは、X線テレビ装置と電子内視鏡のカラービデオプリンターの修理ということで、これも業者のほうから点検により 指摘を受け、早期に修理をしたほうがいいということで39万2,000円、計上させていただきました。

歳入につきましては、前のページになりますけれども、診療収入56万9,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 それでは、議案第34号について質疑を行います。よろしいですか。

ないようですので、議案第34号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第34号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 続きまして、議案第35号、平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは、議案第35号、平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,236万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、9、10ページをお願いしたいと思います。9ページ、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、決算のときも、若干、説明いたしましたけれども、市のほうで保険料をいただきまして、それを広域連合に支払っているというものの中で、出納整理期間中に納付がありました保険料につきまして、広域連合に支払いをしていくものでございます。

3款の諸支出金の償還金及び還付加算金でございますけれども、これは、同様に出納整理期間中に納入があった保険料でございますけれども、これは、加入者が間違って二重に納付をしてしまったというものでございまして、これは、加入者にお返しをするというもので、3人分8万8,000円でございますので、お願いしたいと思います。

続きまして、歳入に戻らせていただきます。 7、8ページをお願いしたいと思います。こちら、5款繰越金につきましては、先ほど申し上げました出納整理期間中に納められた保険料の額となっておりますので、お願いをしたいと思います。以上です。

委員長 それでは、議案第35号について、質疑を行います。御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第35号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第35号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。 ここで、一たん、10分間、休憩をします。

午後4時50分 休憩

午後5時00分 再開

委員長 休憩を解いて再開をしたいと思います。

請願9月第1号 家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願

委員長 続きまして、請願、陳情の関係になりますけれども、当委員会に付託をされました陳青、請願、全部で3件であります。請願につきましては、平成21年8月5日請願9月第1号ということであります。件名については、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願ということでありまして、事前に文章を配布されておりますので、朗読は省きたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 内容につきましては、きょうは、紹介議員の鈴木明子議員がお見えになっておりますが、特に、何かありましたら発言、本会議場で趣旨はお聞きをしましたけれども、それ以外に何かございましたら、発言を認めますけれど、よろしいですか。いいですか。

鈴木明子議員 説明しに来いと言われたので、まいりましたけれども、特に必要がなければ。

委員長 いいですよ。もし、どうでもしたければ。

鈴木明子議員 説明しに来いと言われたもので、しなければいけないのかなと思って来たのですけれど、委員長が。 **委員長** それでは、委員の皆さんから、質問、御意見等ありましたら、お出しいただければと思います。

白木俊嗣委員 鈴木議員の言っていることもよく理解するけれど、今、税金の申告というのは、みんな、収支でやるようになっていたと思う。収支でやると、青色申告が一番ベターなわけです。だから、それをしてもらうことでこういう問題は全部解消すると思うのです。要するに、青色専従だったら、自分の希望だけ収入が取れるので、だから、あえて、白の額をどうのこうのという問題でないような気がするのだけれど。

金田興一委員 やはり、青色、白色あるということは いわゆる、今、言ったように、より有利というか、経費で落すためには青色をやればいいのだけれど、そこまでやらないで簡便にやりたいというための1つの方法が白色なので、すべて白色をなくしてしまうのは、どういうものかなという気はしています。

古厩圭吾委員 私が答えることではないけれど、たぶん、なくすのではなくて、その時の、いわゆる、事業者の奥さまやそういう皆さんの努力に対して評価をして、そのことを青に相当するような、税額空除に結びつくような形を取れと、こういうふうに言われているように、私は、受けとめているが、鈴木議員、いかがでございますか。

鈴木明子議員 そのとおりです。

委員長 要は、白色の場合は、家族従業員の給料が入っていない。だから、その給料を認めてくれということ。

金田興一委員 所得税法56条というのは条文がよくわからないけれど、内容を見てないもので。

委員長 それは、いかがですか。

鈴木明子議員 配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないというのが56条です。

金田興一委員 算入しない。

鈴木明子議員 だから、経費で認められないから、それが、事業主の所得に入っていく、結果としては。

金田興一委員 それが、白色申告の場合のことなのですよね。

中野長勲委員 農業・商工業とあるけれど、今、農業などは家族協定などを結んで、それぞれの立場を尊重しながらやっているし、あえて、ここで、ここまで考えなくても、やる気があればできると思うのです、青色でも。かえって、これは、やらなくてもいいような気がするけれど。

委員長 今、お話を聞いていますと、不採択の意見というように取れますけれども、採択をされる御意見はございますか。いわゆる、それとは違った意見。

白木俊嗣委員 要するに、今、税務署とか、あのような申告の流れが、すべて収支でやれということが1つの原則です。だから、昔みたいに、農業で標準課税したものが、それは問題があるからと言って、それぞれ申告する皆さんからも意見があって、全部、収支でやっているもので、もし、家族でやる場合でも、それは、青色のほうが、いろいろな面で利点がたくさんあります。だから、こういう時代になれば、収支でやれば、一番自分でも納得できるし、女房に給料でもなんでも、いくらでもその事業所得によって払えるもので。これは、そのようなことを言っては悪いけれど、少し時代錯誤のような気がするので。

委員長 ほかに、いかがですか。よろしいですか。要は、今、出ている意見は、採択するといった意見が出ていない

ものですから、どちらかというと不採択という意見のほうが出ているものですから。もし、採択という意見が出なければ、不採択というような決になりますが。意見が2つありましたら、挙手によって。

中野長勲委員 参考までに。これは、どこ等へ出ているのですか。もし、結果が出ているところがあれば。事務局でわかりますか。

委員長 わかりますか。

議事調査係長 事前に調査をさせていただきましたところ、県下18市のうち、受理をしているところが10市、そのうち不採択が1市、審査前が9市、請願 陳情なりを受けていない市が9市ございます。ですので、受理は10市だけですので、そのうち、不採択が1市、審査前が9市ということで、これからですけれども、ほとんどが。

中野長勲委員 参考にならない。

古畑秀夫委員 細かくはわからないのだけれど、税法56条の廃止を求めるということで、白色とか青色とかと、申告の部分は、それはそれとしてあるのだけれども、税法の56条の廃止を求めるということで出されているということではないですか。

鈴木明子議員 そうです。

古畑秀夫委員 ですよね。だから、白色だからいいとか、青色だから、なんとかできはしないかということではなく て、根本的な法的な部分の整備をしろということではないかと思うのだけれど、そういう意味では 私は、賛成ですけれど。

副委員長 今、税法のことでお話があったのですけれど、担当課の方にお聞きしたいのですけれど、所得税法56条をもともと設置した、この税法の目的というか、それがもしわかれば教えていただきたい。何か57条との関係で56条があるというふうに理解をしているのですけれど、その辺、わかりましたらお願いいたします。

税務課長 今の御質問の答になるかどうか、もともと本来あった趣旨とか、そういう部分については、申し訳ございませんがお答えする立場にはございません。委員がおっしゃるとおり、56条につきましては、必要経費に算入しないというその根拠が56条に明記をされています。57条については、青色申告書の関係の一連の規定が盛られているものです。その辺は、答になっておりませんが、お願いします。

古厩圭吾委員 その56条で言っていることを、それだけでは問題があって、しかし、57条では対応すべく具体的な説明、説明ということはない、条文があるとしたら、実は 私もあまり小さい字なので見始めたがいやになってしまってやめてしまったけれど。現実的に考えたときに、今、提案されているような主旨だとしたら、56条をカットするとか、しないでなくて、では、どうするかということを考えていただければ、これは、国が法で考えていることで、あえてうちのほうがいろいろ提案していくよりも、現実対応が可能な部分が十分あるので、その対応をよく御理解いただくことを先にやってもらったほうがよくないですか。

委員長 いかがですか。それでは、現在 採択と不採択と2通りの意見が出ておりますので、ここで、挙手によって 採決をしたいと思います。挙手をしない場合は不採択と、このように認めますので、よろしくお願いをいたします。そ れでは、当請願9月第1号、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求め る請願に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

委員長 挙手少数でありますので、よって、当委員会の審査結果は不採択ということで決し、請願平成21年8月5

日、9月第1号、家族従業者・女性の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願については、不採択とすることに決しました。

陳情9月第2号 ヒプワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情 陳情9月第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情

委員長 続きまして、陳情について審査 意見を求めたいと思います。

それでは、陳情が2件出ております。1件は、陳情9月第2号、平成21年8月20日、ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情であります。並びに陳情9月第3号、平成21年8月20日、肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情の2種でありますが、御意見を求めます。いかがですか。

これは、意見書の提出をしていただきたいという陳情でありますが、その点に関して。いかがでしょう。

古畑秀夫委員 これは、あれですよね、本会議で山口副委員長さんが質問したものですね。

委員長 そうですね。

中野長勲委員 脳膜炎だ。

古畑秀夫委員ではないかと思いますが、これは。

白木俊嗣委員 このワクチンについては、今、承認申請の段階にあると書いてあるではないですか。下のほうに、また、我が国ではと。

古畑秀夫委員 これは、肺炎球菌ワクチン。次のページの。

白木俊嗣委員 違うのですか。

古畑秀夫委員 次のページの肺炎球菌ワクチン。

小野光明委員 最初はヒブワクチン。

中野長勲委員 今、どちらをしているのですか。

小野光明委員 ヒブワクチンのほうでしょう。

白木俊嗣委員 同じ中で2つあるということですか。

委員長 担当のほうで、これは、どういう意味かわかりますか。

保健予防係長 はっきりお答えできなくて済みませんけれども、肺炎球菌とかヒブとかを混ぜた混合のものを申請という意味だと思います。そのワクチンを早く承認してほしいということが書いてあると思います。ヒブワクチンだけでなくて、確か、子どもに早く打てるワクチンを開発していってほしいと書いてあると思いますので、そのことだと思います。

委員長 なるほど、接種化のために認めてほしいという。

古畑秀夫委員 ヒブのほうは、2 つありますね。2 つというか3 つ、3 つ項目が下にある。ヒブと肺炎のほうと両方ですね。

委員長 形としては、申請の段階にあるのはこの3番目のものであって、要は、それもあわせてお願いをしたいと、 そういうことですね。

保健予防係長 ヒブワクチンとは別に、7価ワクチンと言って、肺炎球菌といろいろ混ぜた乳幼児向けのワクチンがまだ認められていないということで、その承認を。 陳情のほうにも書いてありますけれども、 陳情の本文ほうの下から

4行目のところに書いてありますけれど。ヒブワクチンのほうは認められていますので。

副委員長 ヒブの細菌性髄膜炎は感染によって起こるのですけれど、感染する細菌の種類がヒブが多いのですけれど も、肺炎球菌も原因菌の1つでありまして、それのほうが、ワクチンがまだ認められてないという理解でいいかと思いますけれど。

委員長 わかりました。それを認めてほしいということ。提出してくださいと、こういうことですね。

金田興一委員 教えてもらいたいけれど、この陳青者の長野県保険医協会というのはどういう協会ですか。

委員長 保険医協会というものは、わかりますか。

健康づくり課長 ちょっとわかりません。

中野長勲委員 日本脳炎とか、それとは違うのですね

委員長 違いますね。

少しはっきりしていないところもありますので、今、継続審査という意見が出ましたけれど、その点、いかがですか、 それで、採択をして。

では、陳情団体もはっきりしていないというようなところもありますし、まだ、委員の皆さんもどこまで理解されているか、少しはっきりしておりません。その中で継続審査という意見がありましたので、継続ということでよろしいかどうか、決を取りたいと思います。継続審査としたいという方は挙手をお願いします。もう1回挙げてください。

[挙手多数]

委員長 継続多数、審査多数として継続審査といたします。 2 点ともいいですね。そういうつもりで。

それでは、これで、総務環境委員会に付託をされました案件すべての議案は 議了をいたしましたので、閉会中の継 続審査の申し出を。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 継続中の審査につきまして、お願いをいたします。総務部、協働企画部 市民環境事業部 それぞれ懸案 事項を抱えておりますので、継続中に審査があるときは、よろしくお願いいたします。

委員長 閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めまして、議長に申し入れることとしておきます。

以上で、当委員会に付託をされました案件の審査をすべて終了いたしました。なお、当委員会の審査報告書、また、 委員長報告等につきましては、委員長に一任願いたいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように取りはからいます。

理事者あいさつ

委員長 理事者からあいさつがあればお願いをいたします。

収入役 きのうときょう、2日間にわたりまして、本当に慎重審議をいただきましてありがとうございました。取り 分け決算審査におけるコンピューターの関係につきましては、いろいろな御示唆をいただきました。1人1台体制が市 民サービスに与える影響が出たり、あるいは、開発されたパッケージで課税の計算がすぐ出てしまうということの中で、 果たして原理原則をわかって活用している職員が大勢いるかとか、いっぱいあります。それが、職場のコミュニケーションを阻害したり、あるいは、昔やっていたような飲みにケーションもおろそかになったりということにつながれば、 やはりこれは、コンピューター化された1つの弊害として受けとめて、これから、改善していかなければならないだろうということであります。機械化されようが何しようが、自治体の使命は、本当に市民の皆さんのサービスに徹しなければいけないということであります。

それから、追加議案されましたことにつきましては、お認めをいただきましてありがとうございました。一所懸命やれよという激励のための御示唆をいただきました。あと、協議会があるようですので、今一、心のこもったお礼とはなりませんが、全部含めまして感謝を申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、9月定例会総務環境委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。 午後5時25分 閉会

平成21年9月11日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印